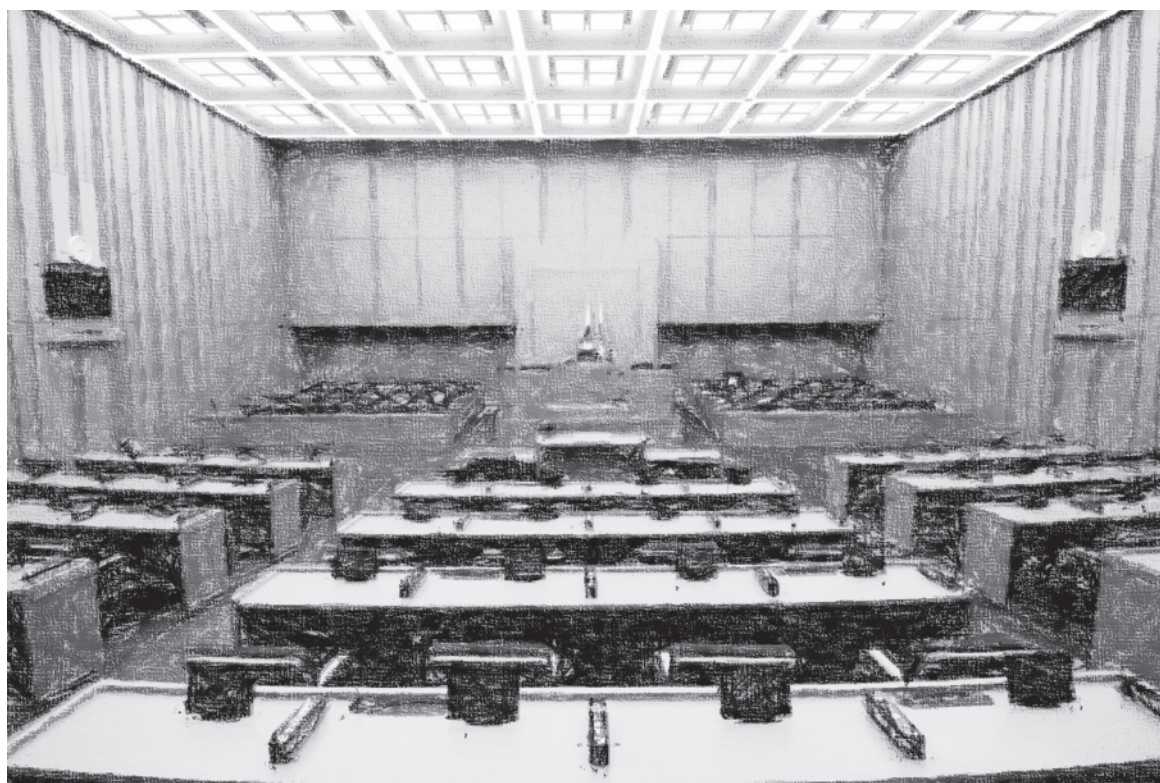


調査時報

特集

新型コロナウイルス感染症に関する出来事
～ 2020年を振り返る～



鹿児島市議会

目 次

特 集

新型コロナウイルス感染症に関する出来事 ～ 2020年を振り返る～	1
--------------------------------------	---

資 料

令和3年度地方財政対策の概要（総務省自治財政局）	39
議会のうごき 市議会日誌（令和2年11月～12月）	61
令和2年第4回市議会定例会において不採択となった陳情	64
議長会報告 令和2年11月～12月	65
地方行財政調査会資料目録 令和2年11月～12月	80
図書室だより（新規購入図書）令和2年11月～12月	81

特 集

新型コロナウイルス感染症に関する出来事

～2020年を振り返る～

1 新型コロナウイルスとは

新型コロナウイルスは、「SARS-CoV-2」という名前のウイルスで、このウイルスによる感染症が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）である。

新型コロナウイルスはコロナウイルスのひとつで、コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」ウイルス、2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

(1) コロナウイルスの特徴

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種（一本鎖RNAウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われている。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。

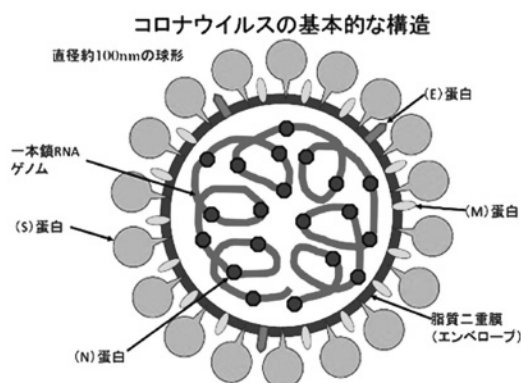
手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効であり、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができることから、更に有効である。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいと言われており、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができる。

(2) コロナウイルスの構造

コロナウイルスは直径100nm（※）の球形ウイルスである。表面には突起があり、その形が王冠（crown）に似ていることからギリシャ語で王冠を意味する（corona）という名前が付けられている。

表面は、脂質の二重膜で覆われており、その中にNucleocapsid (N) 蛋白に巻き付いたプラス鎖の一本鎖RNAゲノム（いわゆる遺伝子）がある。表面にはSpike

(S) 蛋白、Envelope (E) 蛋白、Membrane (M) 蛋白が配置されている。



※ 1 nm（ナノメートル）= 1m の 10 億分の 1 (0.000001 mm)

(3) ヒトに感染するコロナウイルスの特徴

病名	風邪	重症急性呼吸器症候群 (SARS)	中東呼吸器症候群 (MERS)	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)
ウイルス名	HCoV-229E, HCoV-OC43 HCoV-NL63, HCoV-HKU1	SARS-CoV	MERS-CoV	SARS-CoV-2
発元年	毎年	2002～2003年(終息)	2012年～現在	2019年～現在
発地域	世界中で人類に蔓延	中国広東省	アラビア半島とその周辺地域	中国湖北省武漢市
宿主動物	ヒト	キクガシラコウモリ	ヒトコブラクダ	不明
死亡者数 /感染者数	不明/70億人	774人/8,098人	866人/2,519人 (2020年2月24日時点)	2,030,831人/95,045,634人 (2021年1月18日時点)
感染者の 主な年齢	多くは6歳以下。全年齢に感染	中央値40歳 (範囲0～100歳) 子どもにはほとんど感染しない	中央値52歳 (範囲0～109歳) 子どもにはほとんど感染しない	-
重症者の 特徴	通常は重症化しない	糖尿病などの慢性疾患, 高齢者	糖尿病などの慢性疾患, 高齢者, 入院患者	糖尿病・心疾患などの慢性疾患, 高齢者
主な症状	鼻炎, 上気道炎, 下痢	高熱, 肺炎, 下痢	高熱, 肺炎, 腎炎, 下痢	高熱, 肺炎, 咳, 筋肉痛, 倦怠感など 重症例から軽症・無症状など
感染力	1人→多数	1人→1人以下 ※1人から十数人に感染を広げる「スーパースプレッダー」が見られた。	1人→1人以下 ※「スーパースプレッダー」により多数へ感染拡大することがある。	1人→2～3人
感染経路	飛沫, 接触	飛沫, 接触(便を含む)	飛沫, 接触	飛沫, 接触
潜伏期間	2～4日 (HCoV-229E)	2～10日	2～14日	1～12.5日 (多くは5～6日)

飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言う。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言う。WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしている。

(出典：厚生労働省ホームページ, 国立感染症研究所ホームページ)

2 新型コロナウイルス感染症に関する主な出来事

2019年（令和元年）

12月

8日 中国の武漢で最初の肺炎患者が発症

2020年（令和2年）

1月

6日 中国武漢での原因不明の肺炎について厚労省が注意喚起

14日 WHOが「新型コロナウイルス」を確認したと発表

16日 日本国内で初めて感染を確認。武漢に渡航した中国籍の男性

18日 のちに集団感染が確認された都内のタクシー組合が屋形船で新年会を開催

21日 WHOが「ヒトからヒトへの感染があると見られる」と発表

23日 武漢市が感染拡大防止のため「都市封鎖（ロックダウン）」を開始（～4月8日）
WHOが「国際的な緊急事態にはあたらない」と発表

29日 武漢からのチャーター機の第1便が羽田空港に到着

武漢からの帰国を希望する日本人206人を乗せた政府派遣のチャーター機の第1便が羽田空港に到着した。帰国者は症状のない人も国立国際医療研究センターで検査。陰性の場合でも自宅や国が用意したホテルなどで2週間程度は待機してもらい、体温を測るなど経過観察をするよう求めた。その後、チャーター機は2月17日の第5便まで運航された。

30日 WHOが「国際的な緊急事態」を宣言

31日 政府が新型コロナウイルスによる感染症を「指定感染症」に指定

国内での感染拡大を防ぐため、政府は新型コロナウイルスによる感染症を感染症法の「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定した。

2月

3日 乗客の感染が確認されたクルーズ船が横浜港に入港

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」では香港に住む乗客の男性が香港で下船したあと新型コロナウイルスに感染していることが確認された。

船には乗客約2,600人、乗組員約1,000人が乗船し1月20日に横浜港を出発。鹿児島（1月22日に鹿児島港に入港）、香港、沖縄などに寄港後、2月3日に横浜港に入港した。船内では乗客乗員の健康状態の確認やウイルス検査などを実施。19日から乗客の下船が行われたが、帰宅後に感染が確認されたケースが相次いだ。（感染者数：712人 死亡者数：13人）

7日 SNSで警鐘を鳴らし処分を受けた中国の医師が死亡

武漢の眼科医が、中国政府当局が公表する前の2019年12月30日にSNSで感染拡大への警鐘を鳴らしたところ、警察に呼び出され「事実でない情報を広め社会秩序を乱した」として訓告処分を受けた。この医師はその後も病院勤務を続けたが、1月下旬に新型コロナウイルスの感染が確認され、7日未明に死亡した。

11日 WHOが新型コロナウイルスによる感染症を「COVID-19」と名付ける

13日 国内で初めて感染者が死亡。神奈川県在住の80代女性

25日 政府が感染拡大に備えて「基本方針」を決定

27日 安倍首相が全国すべての小中高校に臨時休校要請の考えを公表

政府の対策本部で、3月2日から全国全ての小・中・高校などは春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する考えを示した。

28日 北海道知事が独自に「緊急事態宣言」

3月

2日 専門家会議が「症状の軽い若い世代が感染を広げているおそれがある」との見解

3日 経済産業大臣が「トイレットペーパーの在庫は十分。落ち着いた行動を」と呼びかけ

トイレットペーパーをめぐり、「製造元が中国にあり、今後、品薄になる」などという誤った情報がSNSに流れたのをきっかけに各地で買いだめの動きが広がり、品薄となった。

経済産業大臣は「トイレットペーパーはほぼ国産であり、十分な在庫がある。落ち着いた購買をお願いしたい」と述べ、消費者に対し冷静に行動するよう呼びかけた。

5日 政府が4月に予定していた中国の習近平国家主席の訪日の延期を発表

9日 専門家会議が「密閉・密集・密接」の3条件の重なりを避けるよう呼びかけ

11日 WHOが「新型コロナウイルスはパンデミックと言える」と発表

24日 東京オリンピック・パラリンピックの1年程度の延期が決定

安倍首相とIOCのバッハ会長が電話会談。IOCと大会組織委員会、東京都など関係機関が一体となり、遅くとも2021年夏までに開催することで合意した。

26日 政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部を設置

鹿児島県内で初めての感染者を確認（始良市）

29日 志村けんさんが新型コロナウイルスによる肺炎で死去

30日 東京オリンピック・パラリンピックの2021年夏への延期が決定

東京オリンピックは2021年7月23日に開幕の17日間、パラリンピックは8月24日開幕の13日間の日程に決まった。

4月

- 1日 安倍首相が全国すべての世帯に布マスク2枚を配布する方針を表明

安倍首相が政府の対策本部で全国すべての世帯を対象に、1つの住所当たり2枚ずつ布マスクを配布する方針を表明した。マスクの確保と郵送などに必要な経費は合わせて466億円（菅義偉官房長官は6月1日の記者会見で契約額の総額が約260億円になると明らかにした。政府はこれまで配布経費を466億円としてきたが、大幅に圧縮される見通しとなった。マスク調達費は約184億円、このほか配送費などで約76億円が見込まれる。).

政府が「全世界からの入国者に2週間の待機要請」を決定

- 7日 政府が7都府県に緊急事態宣言を発令。「人の接触最低7割、極力8割削減を」

対象となったのは、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県。

- 8日 国内の死者が100人を超える（クルーズ船を除く）

国内の感染者が5,000人を超える（クルーズ船を除く）

鹿児島市で初めての感染者を確認

- 11日 世界全体の死者が10万人を超える

- 16日 「緊急事態宣言」を全国に拡大。13都道府県は「特定警戒都道府県」に

当初から宣言の対象とした7都府県に、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の6道府県を加えた13の都道府県を、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」と位置づけた。

安倍首相がすべての国民対象に一律1人あたり10万円を給付する考えを表明

安倍首相が政府の対策本部で「全国すべての国民を対象に一律1人当たり10万円の給付を行う方向で、与党で再度検討を行っていただく」と表明した。

緊急経済対策に盛り込まれた現金給付は、収入が著しく減少し、厳しい状況にある家庭に限り1世帯あたり30万円を支給する予定であったが、これを変更した。

- 18日 国内の感染者が1万人を超える（クルーズ船除く）

- 23日 俳優の岡江久美子さんが新型コロナウイルスによる肺炎で死去

国内の死者が300人を超える（クルーズ船除く）

- 24日 文部科学省の調査で「全国の小中学校、高校の9割が休校」していることが判明

文科省が全国の自治体に問い合わせた結果、4月22日時点で全国の公立学校のうち、休校措置が取られているのは合わせて93%にのぼった。

（内訳：幼稚園73%、小学校95%、中学校95%、高校97%）

4月10日の時点では休校の割合は64%であったが、緊急事態宣言の対象が16日に全国に拡大されたことを受けて休校したところが増加した。

鹿児島県が98種類の施設に休業を要請（期間：4月25日～5月6日）

- 26日 世界全体の死者が20万人を超える

5月

- 2日 国内の死者が500人を超える（クルーズ船除く）
- 3日 国内の感染者が1万5,000人を超える（クルーズ船除く）
- 4日 政府が「緊急事態宣言」を5月31日まで延長

専門家会議が「新しい生活様式」の実践例を示す

専門家会議は、感染拡大を長期的に防ぐための「新しい生活様式」として

①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いを徹底した上で、

- ・人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける
- ・遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- ・会話をする際は可能な限り真正面を避ける

などの実践例を示した。

さらに、買い物や食事など生活場面ごとの例や働き方のスタイルを提言した。

- 14日 政府が緊急事態宣言を39県で解除。8都道府県は継続

北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、京都の8都道府県は、引き続き緊急事態宣言の対象となった。

- 15日 世界全体の死者が30万人を超える
- 21日 緊急事態宣言を関西は解除。首都圏と北海道は継続
- 25日 緊急事態の解除を宣言。約1か月半ぶりに全国で解除

6月

- 2日 東京都が初の「東京アラート」を出し、都民に警戒を呼びかけ
- 8日 世界全体の死者が40万人を超える
- 19日 都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全国で緩和

鹿児島国体・障害者スポーツ大会の延期を発表

10月に開催予定の第75回国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）と第20回全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）について、鹿児島県と日本スポーツ協会などは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、来年以降に延期すると発表した。

- 20日 **鹿児島県のディスカバー鹿児島キャンペーン利用開始**

新型コロナウイルス感染症により県の基幹産業である観光業への深刻な影響から一日も早い回復を図るため、「ディスカバー鹿児島キャンペーン」を段階的に展開。まずは県民に限定し、県内の宿泊施設に泊まって県内を観光して鹿児島の魅力を再発見していただくため、1人最大1万円の宿泊助成と、あわせて、グループ1組当たり3,000円のタクシー利用助成を実施。

- 28日 世界全体の感染者が1,000万人を超える
- 29日 世界全体の死者が50万人を超える

7月

2日 鹿児島市が天文館のショーパブでのクラスター（感染者集団）発生を発表

天文館のショーパブ「NEW おだま Lee 男爵」で県内初のクラスターが発生。鹿児島市は店名を公表し、検査を呼びかけた。

【鹿児島市保健所の対応】

- 6月30日 帰国者・接触者相談センターへ相談
- 7月1日 PCR 検査にて陽性判明。医療機関へ入院
- 7月2日 親族、従業員 PCR 検査にて複数陽性判明 クラスター発生疑い、店名公表
厚労省専門家チーム派遣要請（7/5来鹿）
- 7月3日～ お店利用者等、PCR 検査開始

6日 鹿児島県が接客を伴う飲食店に対し再度休業を要請（期間：7月8日～21日）

13日 WHO が「多くの国が誤った方向に向かっている」として事態悪化を警告

22日 「Go To トラベル」キャンペーン開始

「Go To トラベル」

失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させることを目的とした事業

【事業内容】

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引（7月22日から開始）
- 加えて、宿泊・日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与（10月1日から開始）
- 国の支援額（旅行代金割引＋地域共通クーポン）は、1人1泊当たり2万円が上限（日帰り旅行は、1万円が上限）
- 利用回数の制限なし

23日 世界全体の感染者が1,500万人を超える。増加ペースが加速

28日 国内の死者が1,000人を超える（クルーズ船除く）

8月

11日 世界全体の感染者が2,000万人を超える

国内の感染者が5万人を超える（クルーズ船除く）

9月

2日 国内でコロナ抗体調査を開始

18日 世界全体の感染者が3,000万人を超える

25日 鹿児島国体・障害者スポーツ大会の2023年開催を合意

延期になった第75回国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）と第20回全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）について、鹿児島県と日本スポーツ協会などはトップ会談を開き、2023年に開催することで合意した。2023年の開催が内定していた佐賀など後続の県は1年ずつ順送りする。

29日 世界全体の死者が100万人を超える

10月

- 2日 米トランプ大統領が新型コロナウイルスに感染
- 8日 **鹿児島国体・障害者スポーツ大会の2023年開催が正式決定**

日本スポーツ協会は臨時理事会を開催し、延期になった第75回国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）と第20回全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）を、2023年に開催することを承認し、正式決定した。両大会とも名称に回数は付けず、「特別大会」として開催する。

- 12日 ヨーロッパで感染が急拡大
- 30日 国内の感染者が10万人を超える（クルーズ船除く）

11月

- 7日 北海道が独自の警戒ステージを「3」に引き上げ。ススキノで営業時間短縮など要請
- 8日 世界全体の感染者が5,000万人を超える
- 10日 政府分科会が緊急提言「急速な感染拡大の可能性も」
- 18日 日本医師会の中川会長が「Go To トラベル」と「感染」は「間違いなく十分に関与」と発言
- 20日 政府分科会が「Go To キャンペーン」の運用見直しなど政府に求める提言
- 24日 政府が「Go To トラベル」から札幌市と大阪市を目的地とする旅行を対象外に
国内の死者が2,000人を超える（クルーズ船除く）

12月

- 2日 イギリス政府が米製薬大手ファイザー開発の新型コロナワクチンの承認を発表
- 4日 世界全体の死者が150万人を超える
- 8日 イギリスで新型コロナワクチンの接種を開始
- 11日 米FDAが米製薬大手ファイザー開発の新型コロナワクチンの緊急使用を許可
- 14日 アメリカで新型コロナワクチンの接種を開始
政府が「Go To トラベル」の全国一時停止を発表

政府は、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえ、14日夜、「Go To トラベル」について対応を協議し、12月28日から来年1月11日の成人の日までの間、全国一斉に運用を停止することを決定した。地域を限定した対応からの方針を転換した形となった。

- 18日 米製薬大手ファイザーが新型コロナワクチンの日本国内での承認を申請
- 20日 WHOがイギリス他3か国で変異した新型コロナウイルスを確認したと発表
- 21日 国内の感染者が20万人を超える（クルーズ船除く）
- 22日 国内の死者が3,000人を超える（クルーズ船除く）

2021年（令和3年）

1月

- 5日 国内の感染者が25万人を超える

6日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の6,000人台に

7日 国内で報告された1日当たりの感染者数が初の7,000人台に

政府が1都3県に緊急事態宣言を再発令

政府は東京、埼玉、神奈川、千葉の1都3県に対し、緊急事態宣言を発令した。期間は令和3年1月8日から2月7日までの1カ月間。

9日 国内の死者が4,000人を超える

11日 世界全体の感染者が9,000万人を超える

13日 国内の感染者が30万人を超える

16日 世界全体の死者が200万人を超える

3 鹿児島市のうごき

2020年（令和2年）

1月

31日 第1回鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「対策本部会議」）
長沙市へマスク等発送

鹿児島市と友好都市盟約を結ぶ中国の長沙市から依頼を受け（1月29日）、庁内の備蓄物資等からマスク5万6千枚と医療用防護服200着を送付した。

2月

20日 第2回対策本部会議

28日 第3回対策本部会議

3月

2日 全市立小・中・高等学校を臨時休業

2月27日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部での臨時休業要請及び国からの通知に基づき、全市立小・中・高等学校の臨時休業を決定した。

期間：3月2日午後～25日

13日 第4回対策本部会議

23日 第5回対策本部会議

4月

3日 第6回対策本部会議

8日 第7回対策本部会議

9日 市長のメッセージ発表（新型コロナウイルスに関して）

10日 第8回対策本部会議

本市所管施設の休園（休館）を決定

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が4月7日付で緊急事態を宣言したこと、4月8日に本市でも初めて感染が確認されたことを受け、かごしま水族館、維新ふるさと館、平川動物公園の3施設の休園（休館）を決定した。 期間：4月11日～5月6日

15日 市長のメッセージ発表

（新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について）

17日 第9回対策本部会議

本市所管施設の閉館（閉所）を決定

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が4月16日付で緊急事態宣言の対象を全都道府県に拡大したことから、観光・文化施設（18施設）の閉館（閉所）を決定した。
期間：4月18日～5月6日

市長のメッセージ発表

（新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域拡大について）

22日 全市立小・中・高等学校を臨時休業

政府が新型コロナウイルス感染増加による緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大したことを受け、三反園県知事からの休校要請に伴い、全市立小・中・高等学校の臨時休業を決定した。
期間：4月22日～5月6日 臨時登校日：5月7日、8日 学校再開：5月11日

24日 第10回対策本部会議

市長が全世帯を対象に不織布マスクの配付を表明

全世帯に対し1世帯当たり5枚の不織布マスクを配布する方針を明らかにした。
世帯数：約28万5千世帯 配付期間：5月11日～17日

市長のメッセージ発表（大型連休に際して）

5月

1日 第11回対策本部会議

5日 第12回対策本部会議

市長のメッセージ発表（緊急事態宣言の延長に際して）

15日 第13回対策本部会議

市長のメッセージ発表（緊急事態宣言の解除に際して）

22日 第14回対策本部会議

- 27日 第15回対策本部会議
市長のメッセージ発表（緊急事態宣言の全ての解除に際して）

6月

- 13日 第16回対策本部会議
市長のメッセージ発表（本市4例目の感染確認に際して）
- 19日 市長のメッセージ発表
（県境をまたぐ移動の自粛要請の全面解除に際して）

7月

- 2日 市長のメッセージ発表（本市5～14例目の感染確認に際して）
- 3日 第17回対策本部会議
- 9日 第18回対策本部会議
- 21日 全市立小・中・高等学校で夏季休業期間を短縮して授業を実施

臨時休業による学習の遅れを補う等の目的で、午前3時間の授業を実施した。
期間：7月21日～31日

- 22日 第19回対策本部会議
市長のメッセージ発表（4連休を迎えるにあたって）
- 31日 市長のメッセージ発表（本市119～130例目の感染確認に際して）

8月

- 7日 第20回対策本部会議
市長のメッセージ発表（3連休及びお盆休みに際して）
- 28日 第21回対策本部会議

9月

- 24日 市長のメッセージ発表（本市168～178例目の感染確認に際して）
- 25日 第22回対策本部会議

10月

- 26日 天文館地区に対するPCR検査を実施

天文館地区における接待を伴う飲食店でのクラスター発生を受け、天文館文化通り及び二本松馬場通りに面する飲食店等の関係者を対象に、PCR検査を県と共同で行った。
実施時期：令和2年10月26日、29日、11月2日、4日

11月

27日 市長のメッセージ発表（集まる機会が増える師走を迎えるにあたって）

12月

15日 第23回対策本部会議

市長のメッセージ発表（年末年始を迎えるにあたって）

28日 市長のメッセージ発表（人の移動が多くなる年末年始を迎えるにあたって）

4 鹿児島市議会のうごき

【令和2年5月11日 各派交渉会】

【令和2年6月3日 議会運営委員会】

【令和2年8月27日 議会運営委員会】

各派交渉会及び議会運営委員会において新型コロナウイルス感染症対策について協議し、市議会における感染防止並びに議員、事務局職員、当局及び報道関係者等から感染が確認された場合の対応については、次のとおりとすることに決定した。

新型コロナウイルス感染症対策に係る決定事項

1 感染防止策

(1) 議場、委員会室、議員控室、事務室等の換気

会議の休憩時や審査の状況等に応じ適宜、換気を行う。

なお、本会議の質疑においては、次のとおり、概ね1時間ごとに15分程度の休憩を取ることが基本とし、再開時刻については、議長の休憩宣告後、議場において議会事務局長から連絡する。

① 代表質疑（第3回定例会）

各議員の1回目の質疑に対する答弁が終了した後

② 個人質疑

各議員の個人質疑が終了した後

(2) 手指の衛生

議場や委員会室等への入場（室）前に、消毒液による手指の消毒を行う。

(3) マスクの着用

議場、委員会室において、議員、事務局職員及び当局は、マスクを着用する。ただし、議場において議長及び発言する者は、この限りでない。なお、マスクは各自で調達すること。

また、傍聴者及び報道関係者に対しても、マスクの着用をお願いする。

(4) 本会議，委員会への当局出席者等

① 本会議

出席者は，市長，副市長，教育長，代表監査委員，各企業管理者，各局長及び関係部長とし，部長の出席は，原則として各局1名とする。

また，議場における速記者席については，演壇に近接していることから，飛沫感染対策として，当局席の最後列に変更する。

② 委員会

議案ごとに当局の入れ替えを行うほか，係長以下の出席は，連絡要員の1名に限る。

なお，委員及び当局出席者ともに，可能な範囲で席の間隔を空けて着席していただくこととする。

(5) 傍聴者数の制限等

傍聴の際は，席の間隔を空けて着席していただくこととし，傍聴者数については，本会議は概ね45人，委員会は概ね6人（議会運営委員会は4人）に制限する。

また，傍聴受付時に発熱や咳等の症状の有無を確認し，症状がある場合は傍聴を遠慮願う。

(6) 委員会におけるお茶出し

感染防止の観点から，お茶出しは休止し，マイボトル（水筒）等の持ち込みを認める。

2 感染確認時の対応

(1) 感染確認時の連絡等

議員及び事務局職員並びにその家族に感染が確認された場合，直ちに事務局へ連絡するとともに，保健所等の指示に従い行動する。また，当局及び報道関係者についても，連絡方をお願いする。

(2) 行動範囲の確認及び消毒

事務局において，行動範囲を確認の上，必要に応じ消毒等の措置を行う。

(3) 議会運営等の協議

会期日程の変更等，議会運営等の協議が必要な場合，その都度，議会運営委員会で協議する。

【令和2年8月25日 議会協議会】

議会協議会を開催し，新型コロナウイルス感染症対策について当局からの説明を受け，質疑を行った。

5 新型コロナウイルス感染症対策に係る鹿児島市の主な取り組み

(1) 令和2年5月1日付け専決処分関係（一般会計補正予算（第1号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
特別定額給付金事業	60,859,845	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言のもと、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計を支援する。(1人につき10万円)
子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	851,665	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。(対象児童1人当たり1万円)
学校臨時休業対策費補助金	34,029	学校給食の食材を扱う業者等が、衛生管理の徹底・改善を図るために設備等を購入するために要する費用について補助するとともに学校給食の食材のキャンセル費等について補助する。
事業継続支援金事業	1,535,875	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続が困難になっている中小・小規模事業者の支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に使える支援金を給付する。(上限30万円)
新型コロナウイルス感染症対策マスク配付事業	129,579	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、不織布マスクを全世帯に5枚ずつ配付する。 (対象) 全世帯(約28万5千世帯) (配付期間) 令和2年5月11日(月)～17日(日)

(2) 令和2年6月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第2号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
プレミアム付商品券発行支援事業	145,000	地域における消費の喚起・下支えを行うとともに、小売・サービス業等の事業者支援、商店街の活性化を図るため、プレミアム付商品券を自ら発行する商店街・通り会に対し助成を行う。
中小企業資金融資事業	187,735	中小企業者等の金利負担を軽減し、経営の安定と振興を図るため、令和2年3月、4月に市・県の新型コロナウイルス感染症関連資金を利用した市内中小企業者等に対し、利子補給を行う。
ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業	902,473	ひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給する。
県外観光客宿泊キャンペーン事業	50,000	国の「Go To キャンペーン」実施の状況や、今後の感染流行の動向なども踏まえながら、県外観光客を対象に、市内の宿泊施設で宿泊の割引を受けられるクーポンを市独自に発行し、宿泊客の誘致により、本市観光の早期回復につなげる。
宿泊施設等新型コロナ対策支援事業	75,450	段階的な緩和による人の移動の再開等が見込まれる中において、感染症の再流行等に備えつつ本市観光の早期回復につなげるため、市内の宿泊施設や貸切バス事業者等の利用者回復に向けた取組に対して幅広く支援する。

(3) 令和2年7月22日付け専決処分関係（一般会計補正予算（第3号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
感染症予防医療事業	211,909	新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、感染が拡大している中、PCR検査費用の公的負担について、新たに、帰国者・接触者外来等の医療従事者を対象とするなど、本市における検査・医療の提供体制を確保する。
事業継続支援金事業	763,137	新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売上げが減少し、事業継続に困っている中小企業者等に対して、第2弾として、「事業継続支援金」の売上減少の対象月を新たに設けて支援金を給付することにより、事業継続の下支えをさらに行う。
コロナに負けない商店街づくり応援事業	10,000	新型コロナウイルス感染症対策に取り組む商店街・通り会、同業者団体等に対して、その取り組みを広報・PRする経費を助成し、まちのにぎわいの創出や商店街の活性化を図る。
家賃支援金事業	783,242	新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売上げが減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等に対して、国の「家賃支援給付金」に上乗せする支援金を給付することにより、事業継続の下支えをさらに行う。
休業協力支援金事業	95,763	7月8日からの県の休業要請に応じた事業者に対し、本市独自の支援金を給付（上限30万円）
雇用維持支援金事業	600,452	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた中小企業者等に対して、社会保険料の事業主負担額に相当する額を支給し、従業員の雇用維持等を図る。

(4) 令和2年9月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第4号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
子育て世帯への応援給付金支給事業	836,997	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯への継続的な支援策として、市独自の給付金を支給する。 (対象児童1人につき1万円)
育児応援金支給事業	495,750	新型コロナウイルス感染症の影響下において、国の特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）の翌日以降に生まれた子どもの育児を支援するため、市独自の育児応援金を支給する。 (対象児1人につき10万円)
かごんまのよかもん！あげちゃう！キャンペーン事業	46,200	本市にゆかりのある県外に住む学生に対して、特産品の詰め合わせとECサイト等の案内チラシを送付することにより、学生の支援並びに特産品の周知及び販路拡大を行うとともに、学生によるSNS等での情報発信を促し、地場産業の活性化を図る。
Withコロナ新観光プロジェクト事業	132,000	新型コロナウイルス感染症の影響下における新たな視点での観光プロジェクトを各面から展開することにより、当面の観光振興を図るとともに、コロナ収束後の需要回復を見据えた観光メニューの充実につなげる。

(5) 令和2年12月議会補正予算関係（一般会計補正予算（第7号））

項目	補正予算額 (千円)	事業内容
ひとり親世帯への 臨時特別給付金支 給事業	658,948	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、子育てに対する負担の増加や収入の減少に対する支援のため支給している「ひとり親世帯臨時特別給付金」について、「基本給付」の再支給を実施する。

(6) 実施事業の実績（主なもの）

①特別定額給付金

	世帯数	人数	金額(千円)
対象件数	298,616	602,357	—
給付件数	297,542	600,844	60,084,400
給付率	99.6%	99.7%	—

②鹿児島市休業協力支援金

項目	結果	備考
申請受付 件数	507件	申請期間：8/7(金)～10/30(金)〔消印有効〕
給付件数	507件	法人57件（1施設：38件，2施設以上：19件） 個人450件（1施設：442件，2施設以上：8件）
給付総額	59,100千円	法人：20万円×38件+30万円×19件 個人：10万円×442件+20万円×8件
予算執行率	63.8%	給付総額59,100千円／給付金予算額92,600千円
問合せ件数	340件	対象確認：109，申請手続：203，意見要望：28

【関連資料】

1 本市の感染状況

鹿児島市保健所管内における陽性者数（令和2年4月～12月）

日付	陽性者数								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1日	0	0	0	1	0	0	2	1	0
2日	0	0	0	9	0	1	2	0	1
3日	0	0	0	18	3	3	3	0	7
4日	0	0	0	31	5	0	4	1	0
5日	0	0	0	12	3	0	5	0	1
6日	0	0	0	7	2	0	0	0	0
7日	0	0	0	2	2	0	0	1	0
8日	1	0	0	1	0	0	0	3	1
9日	0	0	0	5	0	0	2	2	16
10日	0	0	0	1	0	0	5	4	13
11日	0	0	0	6	0	0	2	0	11
12日	0	0	1	4	0	0	0	5	6
13日	0	0	0	0	2	0	3	1	5
14日	0	0	0	4	2	0	2	3	2
15日	0	0	0	0	0	2	0	1	4
16日	0	0	0	1	0	0	0	2	4
17日	0	0	0	0	0	0	0	13	2
18日	0	0	0	2	0	1	0	6	4
19日	0	0	0	5	0	0	0	8	4
20日	2	0	0	2	0	1	0	2	1
21日	0	0	0	0	0	8	0	2	3
22日	0	0	0	1	0	2	0	5	7
23日	0	0	0	0	0	2	0	0	4
24日	0	0	0	2	1	8	0	2	10
25日	0	0	0	0	1	3	0	6	1
26日	0	0	0	0	0	5	0	3	4
27日	0	0	0	0	1	1	0	3	5
28日	0	0	0	0	5	3	4	3	2
29日	0	0	0	2	1	2	1	2	3
30日	0	0	0	11	0	4	0	0	2
31日	0	0	—	1	0	—	2	—	4
月合計	3	0	1	128	28	46	37	79	127
累計	3	3	4	132	160	206	243	322	449

2 市長メッセージ

令和2年4月から12月までの間、新型コロナウイルスに関連した市長メッセージを計17回発表しました。

(1) 4月9日発表のメッセージ

4月8日、鹿児島市内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されました。感染された方は、本市居住の10代の男性です。現在県内の感染症指定医療機関で適切な衛生管理の下、入院しておられます。

この度の感染の発生を受けて、感染された方に対しまして心からお見舞い申し上げるとともに、本市では改めて、国や県、関係機関と緊密な連携のもと情報の共有と体制の強化、そして市民の皆様の安心安全の確保につながる対策と感染拡大の防止に取り組んでいるところです。

市民の皆様におかれては、過度に心配されることなく、感染拡大を最小限に防ぐための感染症対策として、

- ・こまめな手洗いと咳エチケット
- ・集団感染が発生しやすい「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの「密」を避けること

に改めてご協力ください。

また、本市では保健センターなど11か所に「帰国者・接触者相談センター」と「発熱相談窓口」を設置しておりますので、最近海外から帰国された方や国内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生している地域に行かれた方、具合の悪い方をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する不安や気になることがある方は、遠慮なくご相談ください。

今後とも、市民の皆様と一緒に、全力で対策に当たってまいります。

(2) 12月28日発表のメッセージ

令和2年の年末を迎え、市民、事業者の皆様新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めてお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国の新規感染者数は過去最多の水準で推移しており、本市におきましても新たな感染者の発生が続いております。

このような状況の中で、地域全体で感染拡大防止と社会経済活動を両立させ、事業を継続していくためには、私たちが今一度基本的な感染対策を確実に行っていくことが非常に大切です。

これから年末年始にかけ人の移動が多くなりますが、特に感染拡大地域との往来については、その必要性も含め、しっかりとご検討いただきますようお願いいたします。

また、日常においては、マスクの正しい着用とこまめな手洗い、そして大きな声を出さない、三つの密を避けるなど、新しい生活様式における基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

親族の集まりや忘年会、新年会などでの食事の際は食べることを楽しみ、語り合う時にはマスクを着用してください。飲食店などをご利用の際には、各店舗が業界団体等によるガイドラインに基づき実施する様々な感染対策に、市民の皆様もご協力をお願いいたします。

初詣や買物の際には多くの人が集まり、密な状態が発生しやすくなります。時間や日にちをずらすなど、それぞれが混雑を避ける工夫をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡がる中で、私たちは初めての冬を迎えております。年末年始には休診になる医療機関もありますが、そのような時期でも、受診・相談センターは開いており、全市的な検査、診療体制も整えておりますので、発熱など体調に異変を感じたら、安心してご相談ください。

年末の慌ただしい時期ではございますが、市民の皆様におかれては、お体に気を付けて、健やかな新年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。

3 業務量が増加した職場への負担軽減の取り組み

(1) 業務量が増加した職場へ職員を併任

人事異動（併任等）の状況（現所属及び配属先ごとの人数）（令和2年5月29日時点）

併任先（現所属）	併任理由	人数
保健所 （保健予防課，こども未来局，観光交流部）	保健所の新型コロナ対応に関する体制強化	3人
保健政策課（行政管理課，職員課）	保健所の新型コロナ対応に関する体制強化	2人
保健予防課 （国際交流課，広報課，人事課（2人）， 政策企画課，管財課，長寿あんしん課， 中央保健センター，南部保健センター（2人）， 観光プロモーション課）	保健所の新型コロナ対応に関する体制強化	11人
市民協働課 （観光振興課，国体総務課，国体競技課（2人））	特別定額給付金対応	4人
産業政策課（スポーツ課）	特別定額給付金対応	1人
産業支援課（観光振興課，スポーツ課）	新型コロナに関する事業者支援対応	2人
計		23人

※このほか，帰国者・接触者相談センターの電話対応の応援として，保健師13人を保健予防課に併任し，交代で電話対応業務を実施

(2) 業務量が増加した職場へ会計年度任用職員を新規で配置

(3) 任期付き職員（保健師・臨床検査技師）を採用

(4) 令和2年7月に発生したクラスターに関連した業務への全庁的な応援体制

4 天文館地区に対するPCR検査の実施状況と結果

(1) 事業概要

天文館地区における接待を伴う飲食店でのクラスター発生を受け、天文館文化通り及び二本松馬場通りに面する飲食店等の関係者を対象にPCR検査を県と共同で行った。

- ① 実施時期 令和2年10月26日、29日、11月2日、4日
- ② 実施場所 天文館公園
- ③ 対象者 天文館文化通り及び二本松馬場通りに面する飲食店等の関係者
- ④ 申込・費用 店舗ごとに代表者が申し込み・費用は無料（本人負担なし）

(2) 実施状況及び結果

受検者数 63店舗（延べ69店舗）、229人 結果：全員陰性

【内訳】

検査実施日	延べ受検店舗数 受検者数
10月26日（月）	19店舗 70人
10月29日（木）	20店舗70人
11月2日（月）	20店舗75人
11月4日（水）	10店舗14人
計	延べ69店舗229人

(3) 成果・課題

①成果

- ・検査結果は全員陰性であり、また、天文館地区でのクラスターの最終感染者の発生から1か月上経過し、その後感染者の発生がないことから、天文館地区でのクラスターについては収束したものと考えられる。

②課題

- ・クラスターは通常2か月続くと言われているが、今回の検査はクラスター発生から1か月経過後であったこと、また、同時期に感染が落ち着いていたことから、積極的な受検につながらなかった。さらに、感染者が確認された場合、店舗及び天文館のイメージダウンにつながると考え受検を控えた店舗があったことから、速やかな実施を含めた受検しやすい方策の検討が必要。
- ・次のクラスターを起こさないために、店舗側の感染対策への取組みに合わせて、利用者側の感染対策への協力も必要。

5 人権啓発チラシの作成

令和2年7月初めに本市で新型コロナウイルス感染症クラスターが発生したことにより、誹謗中傷や差別的な対応といった人権侵害が増加したことから、人権啓発チラシを作成した。SNS上で「市民として誇らしい」と話題となり、さらには全国放送で紹介されたことで、県内外の自治体や企業等から「チラシを使用させてもらいたい」などの声が複数寄せられた。

STOP！ コロナ差別

～今こそ、思いやりの心を持って～

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、誤解や偏見により、感染者や医療関係者、感染者が確認された事業者及びその家族に対して誹謗・中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が増加しています。

また、こうした行動は、人々の不安をあおり、感染が疑われる症状が出ても、受診をためらい、結果的に感染が拡大するという負の連鎖につながります。

新型コロナウイルス感染症は、誰にでも感染リスクがあります。不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの心ない書き込みなどは決して許されません。

人権侵害につながることはないよう、公的機関の発信する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

闘う相手は人ではなくウイルスです。

今こそ、私たち一人ひとりが互いの立場に立ち、思いやりの心を持って、支え合いながら、市民一丸となって、この難局を乗り越えていきましょう。

不当な差別や偏見に関する主な相談先

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)	Tel.0570-003-110
子ども人権110番(全国共通通話料無料)	Tel.0120-007-110
女性の人権ホットライン(全国共通)	Tel.0570-070-810
外国人権相談ダイヤル	Tel.0570-090-911



6 学校における新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者発生時の対応

新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者が発生した時の対応の基本的な考え方は次のとおりです。

① 感染者の発生

PCR検査の結果、1人でも「陽性」が確認された場合は、原則として、5日間の学校閉鎖を行う。その後は、保健所の指導等に応じて段階的に登校を再開する。

② 濃厚接触者の発生

感染者の家族で、濃厚接触者となり、PCR検査が実施された児童生徒が「陰性」となった場合は、学級・学年・学校閉鎖は不要とする。

なお、濃厚接触者である児童生徒は、2週間（感染者との最終接触日の翌日から起算）の自宅待機とする。

③ 地域学校閉鎖又は市全学校閉鎖

児童生徒や学校職員の生活圏（主に児童生徒の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や学校職員の居住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断する。

④ 偏見や差別の防止

児童生徒、学校職員が、陽性・陰性のいずれの場合にも、偏見や差別などが生じないように、児童生徒や保護者、学校職員への配慮等を十分に行う。

7 市立学校の新型コロナウイルス感染状況に係る公表のあり方

市立学校の新型コロナウイルス感染状況に係る公表のあり方は次のとおりです。

(1) 公表の観点

- ① 誹謗中傷や差別・偏見等から、児童生徒、学校職員等を守る。
- ② 感染拡大防止に資するため、感染状況の概要と今後の対応策を示す。

(2) 公表内容及び時期

- ① 学校が臨時休業（全部又は一部（※1））を実施した場合、原則として、感染者や濃厚接触者の登校が再開された後に、「市立小学校」、「市立中・高等学校（※2）」の2区分で、学校数や臨時休業期間について公表する。

（※1）「全部」は学校全体、「一部」は学年又は学級とする。

(※2) 市立高校は3校のため、中学校と併せた区分とする。

- ② 学校においてクラスターが発生した場合には、保健所と協議の上、検討する。
- ③ 別途、上記①に関する一定期間（学期毎等）の全体状況とともに、今後の感染拡大防止策を示す。

8 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者発生時の対応

保育所等で新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者が発生した時の対応の基本的な考え方については、次のとおりです。

① 感染者の発生

PCR検査の結果、入所児童に「陽性」が確認された場合、保健所が実施する調査が終了するまでの間（おおむね2日から3日）は臨時休園とします。調査の結果を踏まえ、保健所と協議の上で市から改めて臨時休園の期間を施設にお示しします。

② 保育の実施

保健所が実施する調査の間中は、自宅での保育をお願いします。なお、臨時休園の期間が延長された場合でも、濃厚接触者ではない保育の必要な児童については、保健所の調査後に施設の消毒を行った上で、濃厚接触者に該当しない職員により園内での保育を行います。

③ 濃厚接触者の発生

- ・児童の家族が「濃厚接触者」としてPCR検査を受けた場合は、児童は、その結果が出るまで自宅待機とします。
- ・家族の検査結果が「陰性」であった場合、児童は登園しても差し支えありません。ただし、検査を受けたご家族による送迎は控えてください。
- ・「接触者」として、PCR検査を受け、「陰性」であった家族で、保健所から自宅待機を求められていない場合は、健康状態を十分確認の上、マスクを着用したうえで、送迎を行ってください。
- ・家族の検査結果が「陽性」で、児童が「濃厚接触者」としてPCR検査を受ける場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間の自宅待機をしてください。
- ・その他必要に応じて保健所からの指示がありますので、その指示に従ってください。

④ 偏見や差別の防止

児童や職員が、陽性・陰性のいずれの場合にも、偏見や差別などが生じないように、児童や保護者、職員への配慮等を十分に行ってください。

9 鹿児島市 新型コロナウイルス感染症対策 支援・相談事業一覧（令和3年1月20日時点）

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	給付・助成等	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	児童手当を受給する世帯へ対象児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給 ※原則申請は不要	国	■市こども福祉課児童給付係 216-1261
		子育て世帯への応援給付金支給事業	児童手当を受給する世帯へ対象児童1人につき1万円の市独自の応援給付金を支給 ※原則申請は不要	市	■市こども福祉課児童給付係 216-1261
		育児応援金支給事業	国の特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）の翌日以降に生まれた子どもの育児を支援するため、対象児1人につき10万円の市独自の育児応援金を支給。令和2年10月以降、対象者へ順次案内状を発送。 対象者 次の要件を全て満たす産婦 (1)令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれ、出生により初めて本市に住民登録される子を出産した産婦 (2)令和2年4月27日から申請日までの間、継続して本市に住民登録されている産婦	市	■市母子保健課 216-1485
		住居確保給付金	【概要】 離職またはやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した者または失うおそれがあり、収入、預貯金等の条件に合致する者等に対して、家賃相当額を原則3ヶ月、最大9ヶ月支給する。 【支給上限額】 単身世帯 31,600円 2人世帯 38,000円 3～5人世帯 41,100円 【支給方法】 市より家主等の金融機関口座に直接支給する。 【申込方法】 ・窓口受付 ・郵送受付	国	■生活自立支援センター 803-9521
		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して支援金を支給。 【支給額】休業前賃金の8割（日額上限11,000円） 【申請期間】4～9月休業分：12月31日まで（終了） 10～12月休業分：令和3年3月31日まで 1～2月休業分：令和3年5月31日まで	国	■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	給付・助成等	(国民健康保険) 傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる方で、その療養のために労務に服することができなかった国保加入者の被用者に傷病手当金を支給	市	■国民健康保険課給付係 216-1228
		(後期高齢者医療保険) 傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる方で、その療養のために労務に服することができなかった被保険者に傷病手当金を支給	その他	■鹿児島県後期高齢者医療広域 連合 206-1398 ■長寿支援課後期高齢者医療係 216-1268
		国民健康保険の被保険者資格証明書の取扱い	新型コロナウイルス感染症の疑いがある方、または新型コロナウイルス感染症患者が医療機関を受診(訪問診察、往診を含む。)される場合は、国民健康保険の被保険者資格証明書を提示することで、通常の被保険者証と同様の窓口負担割合(3割または2割)で受診可能	市	■国民健康保険課納税係 216-1230
		就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の教育機会の確保を目的として、学用品、給食費等を支援 ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、今年家計が急変した世帯で、昨年と比較して大幅な減収が確認できる場合も審査対象 【対象者】 市立小・中学校等に在籍する児童生徒の保護者 ※申請は各学校へ	市	■教育委員会総務課財務係 227-1922
		ひとり親世帯臨時特別給付金	子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の人に給付金を支給 【対象者】 1. 基本給付(1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円)※再支給分を含む。 (1) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人(申請不要) (2) 公的年金の給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人(申請が必要) (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人(申請が必要) 2. 追加給付(1世帯5万円) 基本給付(1)(2)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が下がった人(申請が必要) 【申請期間】 8月3日～令和3年2月26日	国	■こども福祉課家庭福祉係 216-1260

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	貸付	生活福祉資金（特例貸付） ①緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、貸付を行う 【申込方法】 ・窓口受付（電話予約が必要） ・郵送受付 【貸付上限額】 ・20万円以内	民間	■鹿児島市社会福祉協議会 相談予約専用ダイヤル 210-7105 ■鹿児島市社会福祉協議会 市役所分室 223-0704 ■厚生労働省コールセンター 0120-46-1999
		生活福祉資金（特例貸付） ②総合支援資金（生活支援費）	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う。 【申込方法】 ・窓口受付（電話予約が必要） ・郵送受付 【貸付上限額】 ・（二人以上）月20万円以内 ・（単身）月15万円以内 ※貸付期間 3か月（特例により延長あり）	民間	■鹿児島市社会福祉協議会 相談予約専用ダイヤル 210-7105 ■鹿児島市社会福祉協議会 市役所分室 223-0704 ■厚生労働省コールセンター 0120-46-1999
	支払の猶予・減免	税の徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合は、徴収を猶予 ※最長1年間、無担保かつ延滞金なし	国・県・市	(国税) ■鹿児島税務署 255-8111 (県税) ■鹿児島県地域振興局 自動車税関係 805-7246 それ以外 805-7242 (市税) ■市納税課 216-1191～1194 ほか各支所税務課
		税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、税を一時に納付することができない場合は、徴収や換価の猶予	国・県・市	(国税) ■鹿児島税務署 255-8111 (県税) ■鹿児島県地域振興局 自動車税関係 805-7246 それ以外 805-7242 (市税) ■市納税課 216-1191～1194 ほか各支所税務課
		国民年金保険料免除等の臨時特例	新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な場合は、一定の要件を満たせば、国民年金保険料の納付を免除又は猶予	国	■ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004 ■鹿児島北年金事務所 225-5311 ■市国民年金課 216-1224 ほか各支所国民年金担当係
		国民健康保険税徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合は、国民健康保険税を徴収猶予 ※最長1年間、無担保かつ延滞金なし	市	■国民健康保険課納税係 216-1230

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	支払の猶予・減免	国民健康保険税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、国保税を一時に納付することができない場合は、徴収や換価を猶予	市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険課納税係 216-1230 ■ 谷山支所市民課国民健康保険係 269-8414 ■ 吉田支所、桜島支所、喜入支所、松元支所、郡山支所の市民係
		後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	事業又は業務の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少した場合は、減免、徴収猶予	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 206-1398 ■ 市長寿支援課後期高齢者医療係 216-1268
		後期高齢者医療一部負担金の減免	世帯主が、事業又は業務の休廃止、失業、長期入院等で収入が著しく減少し、住民税が減免、又は、非課税等で収入が低い方の場合、減免	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 206-1398 ■ 市長寿支援課後期高齢者医療係 216-1268
		介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の収入が減少するなど介護保険料の納付が困難な場合は、介護保険料を減免	市	■ 介護保険課保険料係 216-1279
		介護保険料の納付猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の収入が減少するなど介護保険料の納付が困難な場合は、介護保険料の徴収を猶予	市	■ 介護保険課保険料係 216-1279
		市営住宅等家賃減免	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく低下した市営住宅等の入居者について、家賃減免 ※申請日当月分家賃から適用	市	■ (公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター 808-7502
		国民健康保険税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の収入の減少が見込まれる場合など国保税の納付が困難なときに、国保税を減免するもの (1) 保険税の納税義務者が死亡し又は重篤な傷病を負ったこと (2) 保険税の納税義務者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当すること ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民健康保険課賦課係 216-1229 ■ 谷山支所市民課国民健康保険係 269-8414
		水道料金及び下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で水道料金及び下水道使用料の支払が困難な場合、猶予等について相談に応じる	市	■ 水道局お客様料金センター 812-6171

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	支払の猶予・減免	奨学資金（奨学金・入学一時金）の返還に関する相談	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、離職や収入激減した場合等、家計が急変した方で、返還が困難な場合、返還について相談（猶予等）に応じる。	市	■教育委員会総務課 227-1992
		母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合は、償還金の支払を猶予（猶予期間は1年以内）	市	■こども福祉課家庭福祉係 216-1260
		児童クラブ保護者負担金の減額	前年の世帯合計所得が600万円以下であり、失業等により1年間の世帯合計所得が市町村民税非課税世帯の水準となる見込みである世帯の、当該年度の児童クラブ保護者負担金を減額する	市	■こども政策課放課後児童育成係 216-1259
	相談	新型コロナウイルス感染症相談窓口（コロナ相談かごしま）	新型コロナウイルス感染症に関する様々な問合せに対し、一元的に対応する相談窓口を設置（受診に関する相談は受診・相談センターで対応） 【設置期間】 ・8月6日～令和3年3月31日 【内容】 ・24時間対応 ・外国語（7か国語）対応	県	■新型コロナウイルス感染症相談窓口（コロナ相談かごしま） 833-3221
		受診・相談センター	保健所内に、相談窓口を設置し、医療機関等の案内を行う。	市	■受診・相談センター 216-1517
		妊産婦のための受診・相談センター	妊産婦からの相談内容に応じて、受診・相談センターと連携を図りながら、産科医療機関との調整、医療機関等の案内を行う。	市	■母子保健課 216-1485 ■受診・相談センター 216-1517
		特別労働相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業に関する相談	国	■鹿児島労働局雇用環境・均等室 223-8239 ■鹿児島労働基準監督署 803-9637 ■ハローワークかごしま 250-6090
		新卒者内定取消等特別相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消し・入職時期繰下げに関する相談	国	■鹿児島新卒応援ハローワーク（ヤングハローワークかごしま） 224-3433
		派遣労働者相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大等に伴う労働者派遣契約の解除等に関する相談	国	■鹿児島労働局需給調整事業室 803-7111
		DV相談+（プラス）（DV相談体制の拡充）	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されることから、緊急的に実施する。 【内容】 ・24時間電話相談 ・SNS相談、メール相談 ・同行支援、保護、緊急の宿泊提供	国	■24時間電話相談 0120-279-889

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先	
市民向け	相談	人権に関する相談	不当な差別、いじめ、暴力に関する相談	国	■みんなの人権110番 0570-003-110	
				国	■子ども人権110番 0120-007-110	
				国	■女性の人権ホットライン 0570-070-810	
				国	■外国人 인권相談ダイヤル 0570-090-911	
				学校でのいじめ等に関する相談	市	■教育相談室 教育全般：226-1345 いじめ相談：224-1179
				児童虐待や夫からの暴力に関する相談	市	■こども支援室 家庭児童相談：216-1262 ■こども福祉課 女性相談：216-1263
				配偶者やパートナーからの暴力などに関する相談	市	■男女共同参画推進課 813-0853
				高齢者虐待に関する相談	市	■長寿あんしん課地域包括ケア 推進係 216-1186
				生活困窮者自立相談支援	国	■生活自立支援センター 803-9521
				生活保護制度	国	■市保護第一課 相談窓口 216-1495、216-1281 ■市谷山福祉部保護課生活支援係 269-2147 ■市伊敷福祉課保護係 229-2112 ■市吉野福祉課保護係 244-7380
		在留外国人ヘルプデスク	国	■外国人 在留支援センター (FRESC) 0120-76-2029		
		外国人総合相談窓口	県	■外国人総合相談窓口 070-7662-4541		
		多言語相談窓口	民間	■AMDA国際医療情報センター 03-6233-9266		
	その他	雇用対策	新型コロナウイルス感染症の影響により、雇止め等となった方を会計年度任用職員として100人採用 【募集期間】 5月1日から採用が予定者数に達するまで	市	■人事課人事研修係 216-1137	

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
市民向け	その他	離職退去者への市営住宅等の提供	解雇等により住居の退去を余儀なくされる者（離職退去者）が再就職先が決まるまでの間、一時的に市営住宅等への入居を希望する場合、行政財産の目的外使用を認める。 ※入居期間は、原則1年以内	市	■住宅課住宅管理係 216-1362
		大学生等への市営住宅等の提供	アルバイト先からの解雇等により住居の退去を余儀なくされる大学生等が一時的に市営住宅等への入居を希望する場合、行政財産の目的外使用を認める。 ※入居期間は、原則1年以内 対象者が未成年者の場合、親権者の同意が必要 入居後3か月は使用料免除	市	■住宅課住宅管理係 216-1362
		避難所における新型コロナウイルス感染症対策	十分なスペースの確保、換気など「3密」回避の徹底を図ることとし、避難所受付時には健康チェックを行うこととしている。	市	■地域福祉課地域福祉係 216-1244

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	雇用調整助成金 (特例)	事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成 ・解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への 助成率 100% (対象労働者1人あたり日額15,000円が上限)	国	■鹿児島労働局職業対策課 219-8713
		雇用維持支援金	令和2年4月～9月(第1期)及び10月～12月(第2期)に市内事業所において、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により休業を行い、その休業にかかる「雇用調整助成金」の交付決定を受けた者のうち、市内に事業所を有する中小企業者等へ雇用維持支援金を支給 【支給金額】 「雇用調整助成金」支給決定額の15% (第1期、第2期それぞれ最大3月分まで申請可能) 【申請期間】 8月24日～令和3年3月10日	市	■雇用維持支援金専用ダイヤル 803-8671
		持続化給付金	前年同月比で50%以上減少の中小企業者(法人)に200万円、個人事業者に100万円を上限に給付 【申請期間】 5月1日～令和3年2月15日 ※申請期間を延長 【不備ご相談窓口】※完全事前予約制 鹿児島商工会議所ビル4F ※新規申請は受け付けていません。 不備ご相談窓口では、8月31日(月)以前に電子申請された方、9月30日(水)以前に申請サポート会場にて申請された方の「不備に関する相談」を受け付けています。 【申請サポート会場】※完全事前予約制 旧いづろ高速バスセンター(鹿児島市大黒町3-22)	国	■持続化給付金事業コールセンター ▶8/31以前の申請者、申請サポートに関する問合せ等 0120-115-570 ▶9/1以降の新規申請者 0120-279-292 ■申請サポート会場電話予約 0570-077-866
		家賃支援給付金	5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給 【受付期間】7月14日～令和3年2月15日 ※受付期間を延長	国	■家賃支援金コールセンター 0120-653-930
		鹿児島市家賃支援金	新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売り上げが減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続をさらに下支えするため、国の「家賃支援給付金」に上乘せする本市独自の支援金を給付 【給付金額】 支払賃料(月額)に基づき算定した支援金額(月額)の6倍(法人:最大150万円、個人事業者:最大75万円) 【受付期間】 9月14日～令和3年3月10日 ※受付期間を延長しました	市	■鹿児島市家賃支援金専用ダイヤル 239-6303

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)	令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間に、小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対し、助成 ・2月27日～3月31日に取得した休暇分 日額上限額 8,330円 ・4月1日以降に取得した休暇分 日額上限額 15,000円 【申請期限】 2月27日～9月30日の休暇分：12月28日まで(終了) 10月1日～12月31日の休暇分：令和3年3月31日まで 1月1日～3月31日の休暇分：令和3年6月30日まで	国	■学校等休業助成金・支援金、雇用助成金コールセンター 0120-60-3999
		小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し、支援金を支給 ・2月27日～3月31日に就業できなかった日 4,100円/日(定額) ・4月1日～12月31日に就業できなかった日 7,500円/日(定額) 【申請期限】 2月27日～9月30日の休暇分：12月28日まで(終了) 10月1日～12月31日の休暇分：令和3年3月31日まで	国	■学校等休業助成金・支援金、雇用助成金コールセンター 0120-60-3999
		フリーランス生活安定支援事業（委託を受けて個人で仕事をする方向け）	小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をするため就業できないフリーランスの方に対し、国の定額支援に加え、県単独で1日1,000円（15日上限）を上乗せ助成 【申請期限】令和3年2月19日まで	県	■県商工政策課 286-2935
		介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等がサービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費の一部を補助 【申請期限】令和3年3月31日まで	市	■長寿あんしん課長寿施設係 216-1147
		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）	1 感染症対策の支援 感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援 2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給 ・感染者が発生又は濃厚接触者に対応した事業所に勤務し、利用者と接する職員 20万円 ・その他の事業所に勤務し、利用者と接する職員 5万円 3 介護サービス再開に向けた支援 介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援 【申請期限】令和3年2月末まで	県	■新型コロナウイルス感染症相談窓口（コロナ相談かごしま） 833-3221

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス事業所等がサービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費の一部を補助	市	■障害福祉課ゆうあい係 216-1272
		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害福祉サービス等分）	1 感染症対策の徹底支援 感染症対策を徹底した上で障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援 2 障害福祉サービス施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給 ・感染者が発生又は濃厚接触者に対応した事業所に勤務し、利用者と接する職員 20万円 ・その他の事業所に勤務し、利用者と接する職員 5万円 3 サービス再開に向けた支援 障害福祉サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などを支援 【申請期限】 令和3年2月未まで	県	■新型コロナウイルス感染症相談窓口（コロナ相談かごしま） 833-3221
		ECサイト・ホームページ導入等支援事業	市内の中小企業者等が行うEC（電子商取引）サイト・ホームページの立ち上げ等に対し、補助対象経費の4分の3・上限40万円を補助 【申請期間】 7月1日～（先着順） ※10月1日から対象を全業種に拡大 ※予算が無くなり次第終了	市	■産業支援課ものづくり係 216-1323
		フードビジネス推進事業補助金（新メニュー等開発補助金）	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済的影響を受けている中小企業等が専門家等の支援を受け取り組む、かごしまの豊かな農林水産資源や食品加工技術等を生かした付加価値の高い新メニュー等の開発と販売促進に要する経費の一部を助成。 【補助額】 上限10万円(補助率.2/3) 【申請期間】 10月1日～2月26日	市	■産業創出課産業創出係 216-1319
		新しい生活様式に対応するための感染防止対策支援事業	「新しい生活様式」に対応するため、中小企業・個人事業者等が実施する感染防止対策の費用に対し、経費の一部を補助 【対象経費・補助額】 感染防止対策物品の購入費、外注費 上限10万円(補助率10/10) 【申請期間】 10月26日～1月29日 ※申請期間を延長	県	■鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局 099-296-8628

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	鹿児島市宿泊施設等新型コロナウイルス対策支援補助金	本市観光の早期回復につなげるために実施する衛生対策強化などの取組に対し補助金を交付（補助率10/10） 【補助額】 宿泊事業者： 合計収容定員数に応じた金額（最大100万円） 貸切バス事業者：3万円×保有台数(最大50万円) タクシー事業者：1万円×保有台数(最大50万円) 【受付期間】7月1日～2月28日 消印有効 ※受付期間を延長 ※交付決定通知日から3月31日までの取組が対象	市	■観光プロモーション課戦略係 216-1510
		鹿児島誘客支援取組等支援事業費補助金	県内の宿泊施設及び貸切バス事業者が観光事業の回復につなげようとする新規性・継続性のある取組に補助 【対象経費】 7月22日～令和3年2月28日に実施した誘客や受入環境整備 【補助率・上限額】3分の2・100万円 ・合計収容定員数10名につき10万円 ・所有貸切バス1台につき10万円 【申請受付期間】 12月9日～令和3年1月31日	県	■県PR・観光戦略部観光課 286-3350
		オンライン観光支援補助金	事業者等が実施するオンライン観光の取組に対し、補助対象経費の4分の3・上限20万円を補助 【申請期間】 10月1日～	市	■観光プロモーション課戦略係 216-1510
		コロナに負けない商店街づくり応援金	新型コロナウイルス感染症対策に会員と一体となって取り組む商店街・通り会、同業団体等に対し、まちのにぎわいの創出や商店街の活性化を図るため、その取組の広報PR経費について助成 【補助額】 上限50万円(補助率10/10) 【申請期間】 8月7日～令和3年2月26日	市	■産業支援課商業サービス業係 216-1322
		文化芸術公演等助成事業	(1) 中止公演等再開支援 1団体につき上限50万円 (助成対象経費の1/2以内) 【申請期間】12月17日～2月12日 (2) 無観客公演等実施支援 1団体につき上限30万円 (助成対象経費の1/2以内) 【申請期間】11月11日～2月12日	県	■県文化振興課文化企画係 286-2537

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	給付・助成等	文化芸術団体等感染症予防対策支援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響下において、文化芸術活動を継続又は再開する文化芸術団体等を支援するため、感染症予防対策物品の購入等を行う団体等に対し、その購入等の経費について助成 【補助額】 上限5万円(補助率10/10) 【申請期間】 10月1日～令和3年1月31日 ※新型コロナ対策市民活動支援セット配付事業と本事業のどちらか一方の申請となります	市	■文化振興課 216-1501
		クリエイターマッチング支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、新たな事業展開が必要な市内の中小企業者等が、事業にクリエイティブの要素を取り入れ、新たな製品やサービスの開発をするためにクリエイター等に発注する業務の契約金額の一部を助成する。 【補助額】 上限10万円(補助率10/10) 【申請期間】 10月1日～令和3年2月26日	市	■産業創出課産業創出係 216-1319
		クラウドファンディング活用支援補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題解決に資する起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に支払う手数料の一部を助成する。 【補助額】 上限20万円(補助率1/2) 【申請期間】 10月1日～令和3年2月5日	市	■産業創出課産業創出係 216-1319
		肉用牛肥育経営安定対策事業	新型コロナウイルス感染症拡大により経営が悪化している肉用牛肥育農家に対し、枝肉価格下落の影響を緩和し、肥育経営の維持継続を支援するため、本市独自の補助金を交付する。 【事業対象】 令和2年8月1日から令和3年1月31日までに出荷した牛 【補助金交付対象者】 「牛マルキン制度」に加入している市内の肉用牛肥育農家 【補助額】 牛マルキン制度で算出される標準的販売価格と標準的生産額の差額の1/10以内(1頭あたり上限2万	市	■生産流通課畜産係 216-1499
	貸付	政府系金融機関による融資	日本政策金融公庫 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経融資 商工中金 ・危機対応融資 ※いずれも特別利子補給制度(別途要件あり)により、3年間実質無利子	国	■日本政策金融公庫 0120-154-505 ■商工組合中央金庫 0120-542-711

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	貸付	県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金	融資限度額4,000万円 保証料全額補助 利子補助（3年間全額）	県	■県中小企業支援課 286-2946
		市経営安定化資金	融資限度額3,000万円 ・危機関連保証・セーフティネット保証4号…保証料全額補助 ・セーフティネット保証5号…保証料4/5補助	市	■産業支援課金融係 216-1324
		金融相談	新型コロナウイルス感染症により経営に支障をきたしている中小企業者の資金繰り等に対する相談 危機関連保証・セーフティネット保証（4号・5号）の認定	市	■産業支援課金融係 216-1324
	支払の猶予・減免	税の徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合は、徴収を猶予 ※最長1年間、無担保かつ延滞金なし	国・県・市	(国税) ■鹿児島税務署 255-8111 (県税) ■鹿児島県地域振興局 自動車税関係 805-7246 それ以外 805-7242 (市税) ■市納税課 216-1191～1194 ほか各支所税務課
		税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、税を一時に納付することができない場合は、徴収や換価の猶予	国・県・市	(国税) ■鹿児島税務署 255-8111 (県税) ■鹿児島県地域振興局 自動車税関係 805-7246 それ以外 805-7242 (市税) ■市納税課 216-1191～1194 ほか各支所税務課
		固定資産税等の軽減	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対して、令和3年度に限り、固定資産税・都市計画税を軽減。 【対象】 事業用家屋及び設備等の償却資産。 【軽減率】 令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年同期比減少率に応じた軽減 50%以上減少 全額 30%以上50%未満減少 2分の1 【申告期間】 令和3年1月から受付開始し、申告期限は2月1日までとする。	市	資産税課 家屋第1係・第2係 216-1181または216-1182 償却資産係 216-1187

対象	区分	事業名	内 容	事業主体	問い合わせ先
事業者向け	支払の猶予・減免	法人市民税・事業所税等の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、必要書類を申告期限内に提出できない場合は、申告期限を延長	国・県・市	(国税) ■鹿児島税務署 255-8111 (県税) ■鹿児島県地域振興局 805-7221 (市税) ■市市民税課 216-1172
		水道料金及び下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で水道料金及び下水道使用料の支払が困難な場合、猶予等について相談に応じる	市	■水道局お客様料金センター 812-6171
	相談	農林水産業への影響について相談窓口	農林水産業への影響に対する相談 (国・県等の支援内容及び資金の紹介)	市	■農政総務課企画係 216-1334 ほか谷山農林課又は各農林事務所

資料

令和3年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和2年12月21日

I 令和3年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	89兆8,400億円程度	(②90兆7,397億円、▲ 9,000億円程度、▲1.0%程度)
② 地方一般歳出	75兆4,400億円程度	(②75兆8,480億円、▲ 4,100億円程度、▲0.5%程度)
③ 一般財源総額	63兆1,432億円	(②63兆4,318億円、▲ 2,886億円、▲ 0.5%)
・水準超経費を除く		
交付団体ベース	61兆9,932億円	(②61兆7,518億円、+ 2,414億円、+ 0.4%)
④ 地方交付税の総額	17兆4,385億円	(②16兆5,882億円、+ 8,503億円、+ 5.1%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	39兆9,021億円	(②43兆5,452億円、▲3兆6,431億円、▲ 8.4%)
⑥ 地方特例交付金等	3,577億円	(② 2,007億円、+ 1,570億円、+ 78.2%)
⑦ 臨時財政対策債	5兆4,796億円	(② 3兆1,398億円、+2兆3,399億円、+ 74.5%)
⑧ 財源不足額	10兆1,222億円	(② 4兆5,285億円、+5兆5,938億円、+ 123.5%)

※一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	1,326億円	(② 3,742億円、▲ 2,416億円、▲ 64.6%)
② 規模	3,300億円程度	(② 8,984億円、▲ 5,700億円程度、▲ 63.3%程度)

(2) 全国防災事業

規模	1,090億円	(② 1,092億円、▲ 2億円、▲ 0.2%)
----	---------	--------------------------

Ⅱ 通常収支分

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、実質令和2年度を0.2兆円上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 63兆1,432億円（前年度比 ▲2,886億円、▲0.5%）

一般財源（交付団体ベース）の総額 61兆9,932億円（同 +2,414億円、+0.4%）

※1 一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている。

※2 一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 64.3%程度(②66.4%)

・ 地方税	38兆 802億円	（前年度比▲2兆8,564億円、▲7.0%）
・ 地方譲与税	1兆8,219億円	（同 ▲7,867億円、▲30.2%）
・ 地方交付税	17兆4,385億円	（同 +8,503億円、+5.1%）
・ 地方特例交付金等	3,577億円	（同 +1,570億円、+78.2%）
・ 臨時財政対策債	5兆4,796億円	（同 +2兆3,399億円、+74.5%）

地方債 11兆2,407億円（前年度比 +1兆9,625億円、+21.2%）

・ 臨時財政対策債	5兆4,796億円	（前年度比 +2兆3,399億円、+74.5%）
・ 臨時財政対策債以外	5兆7,611億円	（同 ▲3,774億円、▲6.1%）
➢ 通常債	4兆9,911億円	（同 ▲3,774億円、▲7.0%）
➢ 財源対策債	7,700億円	（同 0億円、0.0%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 17兆4,385億円（前年度比 +8,503億円、+5.1%）

【一般会計】	15兆5,912億円（a）
① 地方交付税の法定率分等	13兆3,997億円

・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	13兆7,002億円
・ 国税減額補正精算分(⑳、㉑、㉒、㉓)	▲ 3,004億円
② 一般会計における加算措置	2兆1,915億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填(既往法定分)	2,246億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填(覚書加算の前倒し)	2,500億円
・ 臨時財政対策特例加算	1兆7,169億円
【特別会計】	1兆8,473億円 (b)
① 地方法人税の法定率分	1兆3,232億円
② 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 760億円
③ 交付税特別会計剰余金の活用	1,500億円
④ 令和2年度繰越分	2,500億円
令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金 償還予定額を令和3年度へ繰越し	
⑤ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
⑥ 返還金	1億円
【地方交付税】 (a) + (b)	17兆4,385億円

(参考) 地方交付税の推移(兆円)

	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③
地方交付税	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4

3 臨時財政対策債の増加額の抑制

臨時財政対策債	5兆4,796億円 (前年度比 +2兆3,399億円、+74.5%)
---------	------------------------------------

<参考> 概算要求時点 6兆7,966億円 (前年度比 +3兆6,568億円、+116.5%)

(参考) 臨時財政対策債の推移(兆円)

	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③
臨時財政対策債	7.7	6.2	6.1	6.2	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5

4 財源不足の補填

令和3年度における財源不足額 10兆1,222億円（前年度比+5兆5,938億円、+123.5%）
うち折半対象財源不足額 3兆4,338億円（前年度比+3兆4,338億円、皆増）

- 令和2年度から令和4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、以下のとおり財源不足額を補填

【折半対象以外の財源不足額】	6兆6,884億円
① 財源対策債の発行	7,700億円
② 地方交付税の増額による補填	1兆5,557億円
・ 令和元年度国税決算精算繰延べ	4,811億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分）	2,246億円
・ 一般会計における加算措置（覚書加算の前倒し）	2,500億円
・ 令和2年度繰越分	2,500億円
令和2年度補正において償還を繰り延べた交付税特別会計借入金 償還予定額を令和3年度へ繰越し	
・ 交付税特別会計剰余金の活用	1,500億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
③ 交付税特別会計償還繰延べ	6,000億円
④ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	3兆7,627億円
【折半対象財源不足額】	3兆4,338億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	1兆7,169億円
② 臨時財政対策債の発行	1兆7,169億円

<令和元年度国税決算精算繰延べ>

令和元年度の国税決算が減になったことに伴う精算額4,811億円については、令和3年度の地方交付税総額を確保する観点から、全額を令和9年度から令和18年度に繰延べ

5 地域デジタル社会の推進

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費（仮称）」2,000億円を計上（令和3・4年度）

- ・ 地域デジタル社会推進費（仮称） 2,000億円

6 保健所の恒常的な人員体制強化

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制を強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師が現行の1.5倍となるよう、2年間で約900名（現行：約1,800名⇒令和4年度：約2,700名）増員する

7 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和3年度においても、引き続き1兆円を確保

8 地域社会再生事業費

偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和3年度においても、引き続き4,200億円を計上

9 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

	※下記金額は、国・地方所要額の合計
・ 社会保障の充実分の事業費	2兆7,078億円（②2兆7,111億円）
・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費	6,298億円（② 6,045億円）
・ 人づくり革命に係る事業費	1兆5,791億円（②1兆5,857億円）

10 緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費の事業期間の延長等

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組むことができるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」及び「緊急防災・減災事業費」について、対象事業を拡充（「緊急自然災害防止対策事業費」は事業費を1,000億円増額）した上で、事業期間を5年間延長

11 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進を図るため、国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
※ 対策の初年度（令和3年度）については、令和2年度第3次補正予算により措置

12 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

防災重点農業用ため池の防災対策の強化のため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を「緊急浚渫推進事業費」の対象施設に追加

13 地方回帰支援の推進

地方回帰への太い人の流れを創出するための施策を推進できるよう、地域おこし協力隊の取組強化や地域プロジェクトマネージャー、地域の魅力・価値向上に向けた人材活用に要する経費に対して、地域要件を緩和した上で、地方財政措置を講ずる

14 条件不利地域に対する地方財政措置の拡充

旧簡易水道事業（統合後の上水道事業）の建設改良に係る経費について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、地方財政措置を拡充するとともに、条件不利地域における光ファイバ等の整備を引き続き推進するため、過疎対策事業債の「光ファイバ等整備特別分」を継続

15 会計年度任用職員制度の平年度化に伴う影響への対応

会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費（単独）等を増額

- ・ 一般行政経費（単独） 651億円
- ・ 公営企業繰出金 13億円

16 地方公共団体の資金繰りへの対応

令和3年度の資金繰り対策に万全を期すため、臨時財政対策債に対する公的資金の引受けを1.1兆円増額するとともに、減収等に対応する特別減収対策債や特別減収対策企業債の延長の措置を講ずる

17 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税	1,326億円 (前年度比 ▲2,416億円、▲64.6%)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 直轄・補助事業の地方負担分	537億円
② 地方単独事業分	338億円
・単独災害復旧事業	87億円
・中長期職員派遣、職員採用等	251億円
③ 地方税等の減収分	452億円
・地方税法等に基づく特例措置分	423億円
・条例減免分	29億円

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和3年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆5,417億円

地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

- 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費（仮称）」を計上

【事業期間】 令和3・4年度

【事業費】 各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費（仮称）」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度
（うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

保健所の恒常的な人員体制強化

- 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化（現行の1.5倍に増員）するために必要な地方財政措置を講ずる

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を2年間で約900名増員（現行の1.5倍に増員）

保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(現行) 約 1,800 名(全国数) → (R3年度) 約 2,250 名 → (R4年度) 約 2,700 名

普通交付税措置: 標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数を
現行24名から2年間で36名に増員(1.5倍)

※ 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抄)

5. 保健所体制の整備

都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク(リスト化、定期的な研修実施等)の創設、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討する。

(参考)保健所体制に関する自治体調査(令和2年9月総務省・厚生労働省)

- 保健所において感染症対応業務に従事する保健師の全国数
→ 1,786名(平成31年4月1日時点)
- <今後の意向>
 - 感染症対応業務に係る体制強化
→ 全自治体の76%が「予定あり」又は「検討中」
 - 体制強化のスケジュール
→ 単年度で実施予定:42%、複数年度で段階的に実施予定:47%
 - 特に強化が必要な内容
→ 全自治体の76%が「保健師の増員」と回答

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

【地方財政措置】

充当率100%、交付税措置率70%

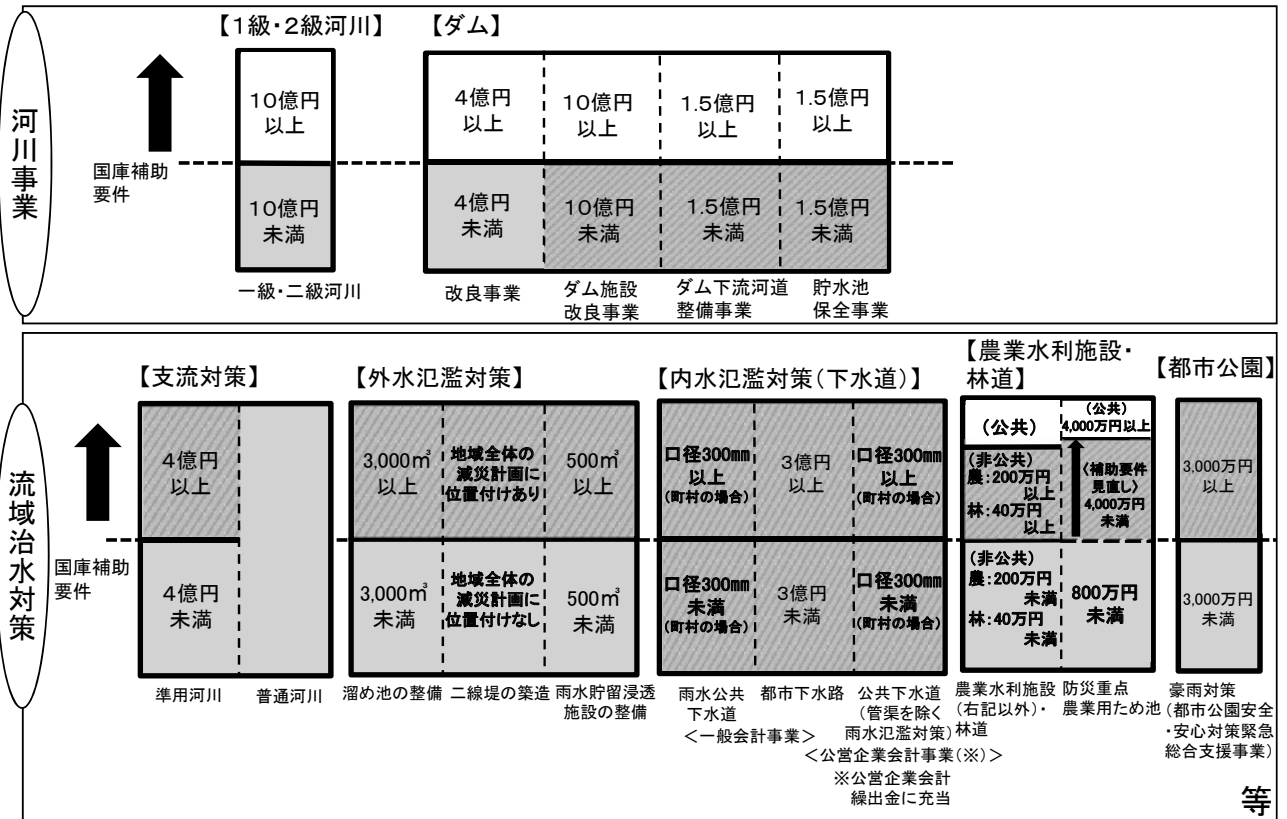
【対象事業】

1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

主な拡充内容

現行の対象事業

対象拡充部分



2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担については、これまでと同様、国土強靱化債又は補正予算債により措置

1. 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

5,000億円

【対象事業の拡充】

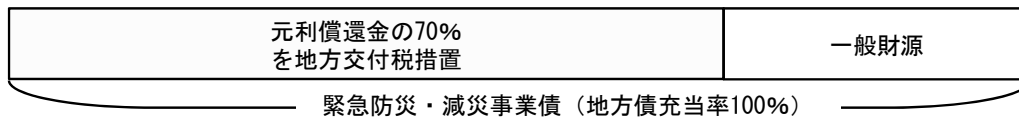
- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
(換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等)
- ② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助
(避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等に対する補助)

<避難所における3密対策>



【地方財政措置】

緊急防災・減災事業債 (充当率100%、交付税措置率70%)

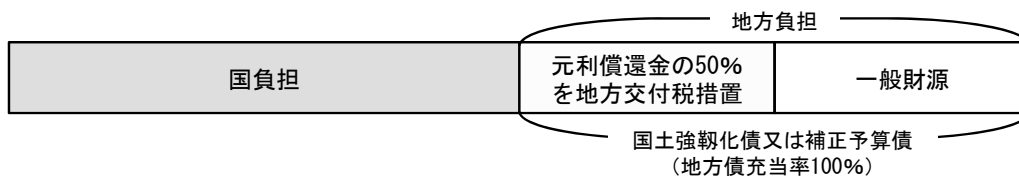


2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担

【地方財政措置】

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (充当率100%、交付税措置率50%)

補正予算分：補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)



防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

- 令和2年7月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が必要
- このため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加

1. 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

(1) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ・ 上記対策に位置付けられない「防災重点農業用ため池緊急整備事業」（新設）について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債により措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

<ため池の防災工事(イメージ)>



(2) 防災重点農業用ため池等の浚渫の推進

【対象事業の拡充】

令和3年度から令和6年度までの4年間、緊急浚渫推進事業費の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（地方財政法を改正）

※ 地方団体が策定する個別計画に、人家や農地への危険度や堆積土砂率を踏まえ、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた施設に係る浚渫

<ため池の浚渫工事(イメージ)>



【事業費】

100億円（令和3年度）

※ 令和3～6年度の事業費（見込み）：400億円

（参 考）緊急浚渫推進事業債

<対 象 事 業> 河川・ダム・砂防・治山・農業用ため池等

<地方財政措置> 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

<事 業 期 間> 令和6年度まで

<事 業 費> 1,100億円

2. 利水ダム等の事前放流の推進

利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.8、財政力補正なし）を講ずる

地方回帰支援の推進

1. 地域おこし協力隊の取組強化

- 令和6年度に地域おこし協力隊の隊員数を8,000人とする目標に向け、「地域おこし協力隊インターン」の創設等に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 地域おこし協力隊インターンの創設

- ① 対象団体
3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域等
- ② 地方財政措置（特別交付税措置）
 - ・ インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体当たり100万円上限
 - ・ 協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日当たり1.2万円上限
 ※ インターンの期間は2週間～3ヶ月

(2) 地域おこし協力隊の任期後の定住支援の創設

- ① 対象事業
任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費
- ② 地方財政措置（特別交付税措置）
措置率：0.5（財政力補正なし）

(3) 地域おこし協力隊の地域要件緩和

- ・ 海外在住者が、国内の都市圏に住民票を移さずに、直接地域おこし協力隊に着任出来るよう要件を緩和

2. 地域プロジェクトマネージャーの創設

- 地域・行政・民間の橋渡しをしながら、地域の重要プロジェクトを推進することができる人材の確保に要する経費について、地方財政措置を講ずる

(1) 対象団体

3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域等

(2) 地方財政措置（特別交付税措置）

地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費：1人当たり650万円上限

3. 地域の魅力・価値向上に向けた人材活用

- 地域の魅力を高める取組を推進するため、「地域おこし企業人」及び「地域力創造アドバイザー」の地域要件を緩和する

- ・ 条件不利地域及び定住自立圏に加え、3大都市圏外の都市地域等も対象とする

※ 併せて、企業人材が幅広く地方団体の様々な課題に対応できることを明確化するため、「地域おこし企業人」の名称を「地域活性化起業人」に変更

条件不利地域に対する地方財政措置の拡充

- 旧簡易水道事業について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ地方財政措置を拡充
- 条件不利地域における光ファイバ等の整備を引き続き推進するため、過疎対策事業債の「光ファイバ等整備特別分」を継続

1. 旧簡易水道事業に対する地方財政措置

(1) 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業※における旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業

※ 簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の統合
 上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業、
 簡易水道事業：給水人口が101人以上 5,000人以下の事業

(2) 対象要件

前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

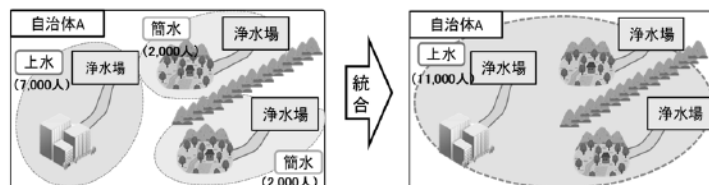
- ・ 統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- ・ 有収水量 1 m³当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上

※ 大規模団体を除く上水道事業の全国平均

(3) 財政措置

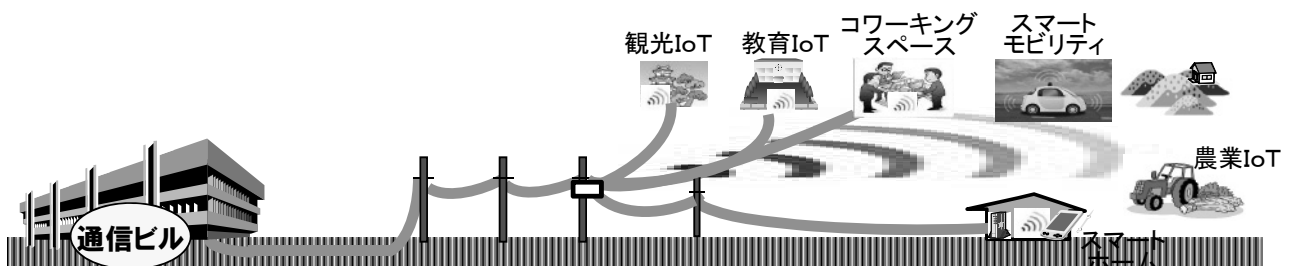
建設改良に係る水道事業債の元利償還金（50%）について、一般会計からの繰出しを行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置（50%）

〈簡易水道事業統合のイメージ〉



2. 過疎対策事業債における「光ファイバ等整備特別分」の継続

令和2年度に引き続き、過疎対策事業債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%）のハード事業のうち、光ファイバ等の整備に関する事業を「光ファイバ等整備特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等予定額を確保



地方公共団体の資金繰りへの対応

- 地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中、財政運営に支障が生じないように、令和3年度の資金繰り対策として以下のとおり措置を講ずる

1. 地方債に対する公的資金の大幅な増額確保

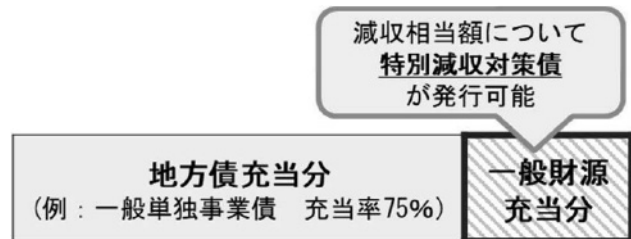
増額が見込まれる臨時財政対策債について最も金利が低い公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）での引受けを1.1兆円増額し、臨時財政対策債全体の4割を公的資金で確保。

※なお、令和2年度の減収補填債についても1兆円を公的資金で増額確保。

臨時財政対策債に係る公的資金
2.2兆円(前年度比+1.1兆円、+97%)
うち財政融資資金
1.5兆円(前年度比+0.7兆円、+103%)
うち地方公共団体金融機構資金
0.8兆円(前年度比+0.4兆円、+87%)

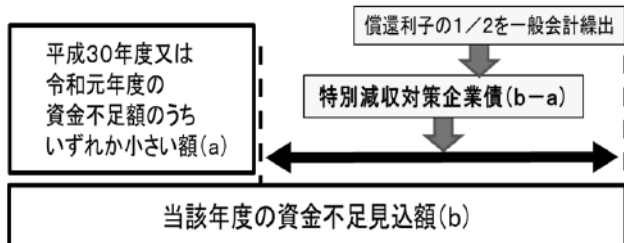
2. 特別減収対策債の延長

減収補填債の対象外である税目や使用料・手数料について、引き続き令和3年度も投資的経費の範囲内で「特別減収対策債」の発行を可能とする。



3. 公営企業における特別減収対策企業債の延長

病院や交通など公営企業の料金収入が減少し、資金繰りに影響が生じる恐れがあることから、新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足について、引き続き令和3年度も「特別減収対策企業債」の発行を可能とする。



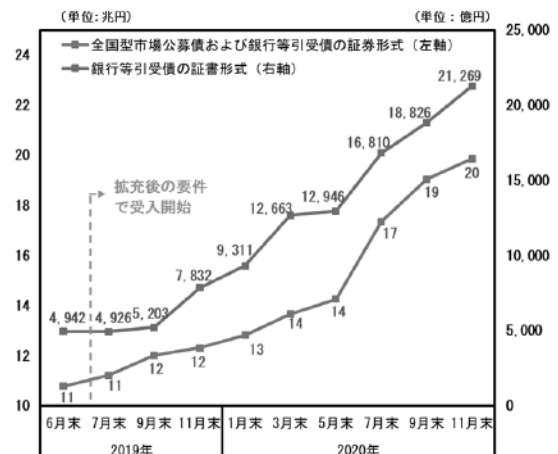
※ 償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割を特別交付税措置

4. 資金調達手段の多様化・資金調達環境の整備

資金調達の多様化を図る観点から、市場公募化の一層の推進や共同発行市場公募債の発行額の増額、年限の多様化等を図る。

また、地方債の日本銀行適格担保としての活用は、資金調達の円滑化や、資金供給オペを利用する地域金融機関を通して地域経済の活性化に資することから、地方団体における事務手続の標準化、担保としての活用可能額の精査、地方団体と金融機関との連絡調整の強化等を推進する。

日本銀行適格担保における地方債残高の推移



地方公共団体の経営・財務マネジメント強化学業の創設

地方公共団体金融機構との共同事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し
(公共施設マネジメント)



(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応 アドバイス事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業
上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するため達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業
都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

- アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担
- 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分	令和3年度 (見込)	令和2年度	
歳 入 合 計 ①	896,300 程度	907,397	
地 方 税 ②	380,802	409,366	
地 方 譲 与 税 ③	18,219	26,086	
地 方 特 例 交 付 金 ④	3,577	2,007	
地 方 交 付 税 ⑤	174,385	165,882	
地 方 債 ⑥	112,407	92,783	
うち臨時財政対策債 ⑦	54,796	31,398	
復 旧 ・ 復 興 事 業 分 ⑧	▲ 2	▲ 86	
全 国 防 災 事 業 分 ⑨	▲ 345	▲ 335	
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	631,432	634,318
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	64.3% 程度	66.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	12.5% 程度	10.2%

※1 歳入合計、地方税、地方譲与税、一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

※2 一般財源総額には、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用により財源を確保した分を含んでいる。

（参考）

○ 地方の借入金残高 190兆円程度（令和3年度末見込み）

（東日本大震災分を含む）

※令和2年度末見込み 190兆円程度

○ 交付税特別会計借入金残高 31.0兆円（令和3年度末見込み）

※令和2年度末見込み 31.0兆円

1. 令和3年度地方財政収支見通しの概要(通常収支分)

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳 入	地 方 税	382,704 億円	409,366 億円	▲ 6.5 %
	(猶 予 特 例 分 除 き)	380,802 億円	409,366 億円	▲ 7.0 %
	地 方 譲 与 税	18,462 億円	26,086 億円	▲ 29.2 %
	(猶 予 特 例 分 除 き)	18,219 億円	26,086 億円	▲ 30.2 %
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577 億円	2,007 億円	78.2 %
	地 方 交 付 税	174,385 億円	165,882 億円	5.1 %
	地 方 債	112,407 億円	92,783 億円	21.2 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796 億円	31,398 億円	74.5 %
	復 旧 ・ 復 興 事 業 分 類 一 般 財 源 災 充 事 当 分 類	▲ 2 億円	▲ 86 億円	▲ 97.7 %
	全 国 財 源 災 充 事 当 分 類	▲ 345 億円	▲ 335 億円	3.0 %
歳 入 合 計	約 898,400 億円	907,397 億円	約 ▲ 1.0 %	
「 一 般 財 源 」	(猶 予 特 例 分 除 き)	633,577 億円	634,318 億円	▲ 0.1 %
	(水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス)	631,432 億円	634,318 億円	▲ 0.5 %
	(水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス)	622,077 億円	617,518 億円	0.7 %
	(猶 予 特 例 分 除 き)	619,932 億円	617,518 億円	0.4 %
歳 出	給 与 関 係 経 費	約 201,500 億円	202,876 億円	約 ▲ 0.7 %
	退 職 手 当 以 外	約 186,800 億円	187,553 億円	約 ▲ 0.4 %
	退 職 手 当	約 14,700 億円	15,323 億円	約 ▲ 4.1 %
	一 般 行 政 経 費	約 409,300 億円	403,717 億円	約 1.4 %
	う ち 補 助 分	約 229,800 億円	227,126 億円	約 1.2 %
	う ち 単 独 分	約 148,300 億円	147,510 億円	約 0.5 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
	う ち 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費 (仮 称)	2,000 億円	- 億円	皆 増
	公 債 費	約 117,800 億円	116,979 億円	約 0.7 %
	(猶 予 特 例 債 除 き)	約 115,700 億円	116,979 億円	約 ▲ 1.1 %
	維 持 補 修 費	約 14,700 億円	14,469 億円	約 1.6 %
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	1,100 億円	900 億円	22.2 %
	投 資 的 経 費	約 119,200 億円	127,614 億円	約 ▲ 6.6 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約 57,100 億円	66,477 億円	約 ▲ 14.1 %
	う ち 単 独 分	約 62,100 億円	61,137 億円	約 1.6 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000 億円	3,000 億円	33.3 %
	公 営 企 業 繰 出 金	約 24,400 億円	24,942 億円	約 ▲ 2.2 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 14,700 億円	15,138 億円	約 ▲ 2.9 %
	水 準 超 経 費	11,500 億円	16,800 億円	▲ 31.5 %
	歳 出 合 計	約 898,400 億円	907,397 億円	約 ▲ 1.0 %
(水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベ ー ス)	約 886,900 億円	890,597 億円	約 ▲ 0.4 %	
地 方 一 般 歳 出	約 754,400 億円	758,480 億円	約 ▲ 0.5 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

2. 令和3年度地方財政収支見通しの概要(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳 入	震災復興特別交付税	1,326 億円	3,742 億円	▲ 64.6 %
	国庫支出金	約 1,900 億円	5,065 億円	約 ▲ 62.5 %
	地方債	8 億円	15 億円	▲ 46.7 %
	一般財源充当分	2 億円	86 億円	▲ 97.7 %
計		約 3,300 億円	8,984 億円	約 ▲ 63.3 %
歳 出	直轄・補助事業費	約 2,500 億円	8,093 億円	約 ▲ 69.1 %
	地方単独事業費	790 億円	800 億円	▲ 1.3 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	452 億円	394 億円	14.7 %
	計	約 3,300 億円	8,984 億円	約 ▲ 63.3 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2) 全国防災事業

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳 入	地方税	744 億円	756 億円	▲ 1.6 %
	一般財源充当分	345 億円	335 億円	3.0 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計		1,090 億円	1,092 億円	▲ 0.2 %
歳 出	公債費	1,090 億円	1,092 億円	▲ 0.2 %
	計	1,090 億円	1,092 億円	▲ 0.2 %

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参考)

令和3年度地方財政収支見通しの概要
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

項 目		令和3年度 (見込)	令和2年度	増減率 (見込)
歳入	地 方 税	383,448 億円	410,122 億円	▲ 6.5 %
	(猶 予 特 例 分 除 き)	381,546 億円	410,122 億円	▲ 7.0 %
	地 方 譲 与 税	18,462 億円	26,086 億円	▲ 29.2 %
	(猶 予 特 例 分 除 き)	18,219 億円	26,086 億円	▲ 30.2 %
	地 方 特 例 交 付 金 等	3,577 億円	2,007 億円	78.2 %
	地 方 交 付 税	175,711 億円	169,624 億円	3.6 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	174,385 億円	165,882 億円	5.1 %
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	1,326 億円	3,742 億円	▲ 64.6 %
	地 方 債	112,415 億円	92,798 億円	21.1 %
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	54,796 億円	31,398 億円	74.5 %
歳 入 合 計	約 902,900 億円	917,473 億円	約 ▲ 1.6 %	
「 一 般 財 源 」		635,994 億円	639,237 億円	▲ 0.5 %
(猶 予 特 例 分 除 き)		633,849 億円	639,237 億円	▲ 0.8 %
歳出	給 与 関 係 経 費	約 201,500 億円	202,876 億円	約 ▲ 0.7 %
	退 職 手 当 以 外	約 186,800 億円	187,553 億円	約 ▲ 0.4 %
	退 職 手 当	約 14,700 億円	15,323 億円	約 ▲ 4.1 %
	一 般 行 政 経 費	約 409,300 億円	403,717 億円	約 1.4 %
	う ち 補 助 分	約 229,800 億円	227,126 億円	約 1.2 %
	う ち 単 独 分	約 148,300 億円	147,510 億円	約 0.5 %
	う ち ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	う ち 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
	う ち 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費 (仮 称)	2,000 億円	- 億円	皆 増
	公 債 費	約 117,800 億円	116,979 億円	約 0.7 %
	(猶 予 特 例 債 除 き)	約 115,700 億円	116,979 億円	約 ▲ 1.1 %
	維 持 補 修 費	約 14,700 億円	14,469 億円	約 1.6 %
	う ち 緊 急 浚 深 推 進 事 業 費	1,100 億円	900 億円	22.2 %
	投 資 的 経 費	約 119,200 億円	127,614 億円	約 ▲ 6.6 %
	う ち 直 轄 ・ 補 助 分	約 57,100 億円	66,477 億円	約 ▲ 14.1 %
	う ち 単 独 分	約 62,100 億円	61,137 億円	約 1.6 %
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	う ち 公 共 施 設 等 通 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000 億円	3,000 億円	33.3 %
	公 営 企 業 繰 出 金	約 24,400 億円	24,942 億円	約 ▲ 2.2 %
	う ち 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	約 14,700 億円	15,138 億円	約 ▲ 2.9 %
	水 準 超 経 費	11,500 億円	16,800 億円	▲ 31.5 %
大 東 日 本 震 災 分 本	復 旧 ・ 復 興 事 業 費	約 3,300 億円	8,984 億円	約 ▲ 63.3 %
	全 国 防 災 事 業 費	1,090 億円	1,092 億円	約 ▲ 0.2 %
歳 出 合 計	約 902,900 億円	917,473 億円	約 ▲ 1.6 %	
地 方 一 般 歳 出	約 757,700 億円	767,389 億円	約 ▲ 1.3 %	

(注)本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(参 考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和60年度	4.6	3.5	10.6	10.9
61	4.6	4.3	6.9	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 (6.5)	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 7.0	5.1

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(注3) 地方税・地方譲与税の令和2年度徴収猶予特例分を除いている。

(参考2)

地方債等関係資料

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和60年度	39,500	▲ 8,102	7.8	57
61	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲ 10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201
17	122,619	▲ 18,829	14.6	201
18	108,174	▲ 14,445	13.0	200
19	96,529	▲ 11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲ 20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲ 10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲ 1,500	10.2	190程度 (見込)
3	112,407	19,625	12.5	190程度 (見込)

議会のうごき

市 議 会 日 誌

(令和2年11月～12月)

11月

4～6・9日

- 産観企委 令和元年度各企業会計決算の議案6件を審査し、原案可決及び認定。報告事項として、鹿児島市中央卸売市場経営展望策定に係るパブリックコメント手続の実施、医療事故について説明を受け、質疑

4～6・9～13・16・18日

- 決算委 令和元年度一般会計・特別会計決算の議案9件を審査し、いずれも認定

11日 ○議運委 令和2年第2回市議会臨時会（議案の取扱い及び会期日程、会議録署名議員、11月17日の本会議運営）、新型コロナウイルス感染症対策について協議

13日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認について協議

14日 ○桜島爆発 桜島火山爆発総合防災訓練を視察（於：武公民館、桜島苑、桜島多目的広場、桜島港フェリーターミナル、長谷港、桜島補助体育館）

第2回臨時会・・・会期1日

17日 ○本会議 第2回臨時会の会期を1日と決定。職員の給与に関する条例及び鹿児島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正の件など議案3件を一括上程。市長提案説明。個人質疑（1人）。委員会付託省略

○議運委 本日のこれからの本会議運営（第67号議案ないし第69号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）、令和2年第4回市議会定例会、議場における当局席の配置見直しについて協議

○本会議 職員の給与に関する条例及び鹿児島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正の件の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、原案可決。その他の2件についても、原案可決及び承認

22日 市議会議員補欠選挙告示

26日 ○議運委 令和2年第4回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、議会改革、令和2年度議員研修会、新型コロナウイルス感染症対策、議会協議会の開催について協議

29日 市議会議員補欠選挙

30日 当選証書の付与及び当選人の告示

12月

- 1日 ○議運委 市議会議員補欠選挙等に伴う協議（会派等現況の確認，議席，議運委員の会派割り振り，常任委員の会派割り振り，常任委員会正副委員長の会派割り振り，特別委員及び同正副委員長の会派割り振り，議会選出役職の会派割り振り，議員控室），12月2日の本会議運営について協議

第4回定例会 令和2年第4回市議会定例会は，12月2日から12月21日までの20日間にわたって開かれた。

この定例会では，かごしま水族館など29施設の「公の施設の指定管理者の指定に関する件」をはじめ，北部清掃工場ごみ焼却施設基幹的設備改良工事など3件の「工事請負契約締結の件」，妊婦寄り添い支援事業などを含む「令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第6号）」など議案46件を議決した。

また，閉会中の継続審査の取り扱いとなっていた令和元年度一般会計，特別会計および企業特別会計の決算関係議案15件を議決した。

- 2日 ○議会協議会 市議会議員補欠選挙における当選議員の紹介

○本会議 議席の一部変更及び指定。第4回定例会の会期を20日間と決定。委員の選任（常任委員会及び特別委員会）。令和元年度決算関係議案15件について，決算特別委員長及び産業観光企業委員長の審査報告。令和元年度鹿児島市一般会計歳入歳出決算など議案11件については，起立表決（電子表決）の結果，いずれも原案可決並びに認定。その他の議案4件についても，いずれも原案可決並びに認定。公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案45件を一括上程。市長提案説明

- 4日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等，議案の付託，陳情の付託について協議

- 8日 ○本会議 個人質疑（5人）

○議運委 個人質疑発言通告について協議

- 9日 ○本会議 個人質疑（5人）

- 10日 ○本会議 個人質疑（4人）。大園盛仁議員の発言取消しを許可。議案45件を関係常任委員会に付託

○議運委 発言通告と質疑のあり方，追加議案について協議

- 11日 ○総環委 工事請負契約締結の件など議案3件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，合葬墓整備基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け，質疑

○防福こ委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案10件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画素案に係るパブリックコメント手続の実施，第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果，鹿児島市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）素案に係るパブリックコメント手続の実施

について説明を受け、質疑

○市文委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案14件を審査し、いずれも原案可決。

○産観企委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案15件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、雇用維持支援金、鹿児島市桜島観光施設事業経営戦略（素案）のパブリックコメント手続の実施、損害賠償請求事件の判決確定について説明を受け、質疑

○建消委 公の施設の指定管理者の指定に関する件など議案7件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、準用河川に係る事務の権限移譲、浜町1番街区再開発事業の状況等、永田管理橋の移譲について説明を受け、質疑

15日 ○議運委 追加議案の取扱いについて協議

17日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、閉会中の継続調査の件、12月21日の本会議運営、新型コロナウイルス感染者情報に係る資料送付の取扱いについて協議

21日 ○本会議 令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第6号）など議案45件について、5常任委員長の審査報告。令和2年度鹿児島市病院事業特別会計補正予算（第2号）など議案6件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案39件についても、いずれも原案可決。令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）の議案1件を上程。市長提案説明。委員会付託省略

○議運委 本日のこれからの本会議運営（第115号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）について協議

○本会議 令和2年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）を原案可決。陳情1件を不採択。陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。森市長及び川越議長あいさつ

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

総環委・・・・・・・・・・総務環境委員会
 防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉子ども委員会
 市文委・・・・・・・・・・市民文教委員会
 産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会
 建消委・・・・・・・・・・建設消防委員会
 議運委・・・・・・・・・・議会運営委員会
 桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会
 決算委・・・・・・・・・・決算特別委員会

令和 2 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 3 号	受 理 年 月 日	令 2 . 9 . 3
件 名	市民福祉手当の拡充や低所得者への支援について		
結 果	令和 2 . 12 . 21 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、本市の消費活動の潜在需要を浮揚させるため、障害者に対する市民福祉手当（重度障害者手当）の支給対象を身体障害者手帳 3 級及び精神障害者保健福祉手帳 3 級の所持者まで拡充するとともに、低所得者に対して配付型商品券を交付するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、市民福祉手当については、重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とした本市独自の制度で、対象は身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A 1、A 2 または B 1、精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の方などで、年額 2 万 4 千円を支給しており、令和元年度の支給実績は 1 万 5,098 人、3 億 6,235 万 2 千円となっている。</p> <p>本市としては、市民福祉手当は重度障害者に対する福祉制度として創設したものであることから、経済対策を目的とする支給対象の拡充については考えていない。また、低所得者に対する配付型商品券の交付については、地域経済活性化策として別途、プレミアム付商品券発行支援事業を実施していることから考えていないとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「陳情者は経済に重点を置いた表現を使っているが、コロナ禍により格差が広がり、生活がさらに大変になっている状況を実感している。財源に限りがあることは十分に理解しているが、支給対象の拡充等については、運用の中で検討することもできるのではないかと考えることなどから、本件については採択したい。」という意見、「経済対策については、障害者に限らず支援を行っていること。また、市民福祉手当の支給継続のため、対象者をこれ以上増やすことはいかかなものかと考えることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p>			

議長会報告

(令和2年11月～12月)

(1) 開催状況

年 月 日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和2.11.4 (水)	九州市議会議長会 支部長・相談役会議 於：東京都	・10月の第3回理事会 会で可決した議案16 件の関係省庁等への 実行運動等について ※うち鹿児島県関係 分2件 (内容については、 第3回理事会に同じ)	・「南九州地域の交通網の整備 促進」など議案16件について、 関係省庁等への実行運動
	鹿児島県市議会議長会 臨時総会 於：東京都	・7月の定期総会で 可決した議案26件の 関係省庁等への要望 について	・「国土交通省予算の確保につ いて」など26件について、関 係省庁等要望先の確認 ・本県関係国会議員との意見 交換等
令和2.11.5 (木)	全国市議会議長会 第221回理事会・ 第109回評議員会合 同会議 於：東京都	・会長提出議案5件 及び部会提出議案18 件の審議等 ※うち、九州部会関 係分2件 (内容については九 州市議会議長会第3 回理事会において全 国市議会議長会評議 員会提出議案として 議決された正議案に 同じ)	・「多様な人材の市議会への 参画促進に関する決議」及び 「高速交通網の整備促進」な ど議案23件を可決し関係機関 への実行運動を行うことを決 定

(2) 議決された要望

全国市議会議長会第107回評議員会（2.11.5開催）

※会長提出議案5件

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

については、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せてICTを活用して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

1 地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業を選択する場合も議員活動ができる環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる、長の場合と異なり議員が市の出資法人の役員である場合に兼業（請負）禁止の適用から除外されない、といった現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

（議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

（兼業議員のための所得損失手当の創設）

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のICT化の推進
 - ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
 - ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

9 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会に対する関与を強化すること。

4 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

5 「オンライン開催」による委員会運営の指針等の明確化

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から参集困難と判断される実情がある場合の、いわゆる「オンライン開催」による委員会運営については、その運用に係るQ & Aが総務省から示されているが、デジタル社会の急速な進展を踏まえ、委員会を開催すること自体が困難な場合以外の委員会への出席のあり方や本会議におけるオンライン活用などについて、その基本的な考え方を早期に明確にすること。

6 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

7 意見書の積極的な活用について

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、これを支える財源を継続的に確保することが極めて重要な課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大とも言うべき経済危機に直面し、地方税

収の大幅な減収が危惧される中、地方自治体は、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、増大する財政需要に迫られている。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた関連施策の進捗状況を管理するとともに、今後の社会経済情勢の進展に伴い、必要に応じて柔軟に総合戦略の見直しを行うこと。
- (2) 地方への移住・定着の推進に向けて、地方大学の振興等による地域産業の担い手づくりや高等学校の機能強化等を図るとともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むこと。
- (3) Society 5.0の実現に向けて、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、最先端のデジタル技術等を活用すること。その際、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラの早期整備、デジタル人材など専門技術人材の育成・確保、データ活用の基盤整備などを積極的に推進すること。併せて、安全保障の観点から万全の保護が求められる情報については、法的措置を講じるとともに、必要な技術の確立やガイドラインの制定を図ること。
- (4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続し、地域の実情に応じた主体的で息の長い取組を推進できるようにすること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。
- (5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図ること。併せて、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、交付上限額、申請上限数の引上げなど更なる要件の緩和を検討するとともに、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- (7) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。
- (8) 「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を間近に控え、過疎地域の現状に鑑み、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
- (ア) 新たな過疎対策法においては、過疎地域が果たしている役割を評価し、過疎対策の理念を改めて確立するとともに、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含め現行過疎地域を継続し

て指定対象とすることを基本に、過疎地域の指定要件と指定単位については、新たな理念に基づき、支援が必要な地域がすべて対象となるよう、特段に配慮すること。

- (イ) 一部過疎地域は、合併の経緯から、政令市・中核市をはじめ広域圏の核となる都市を含む多様な市町村（一部過疎市町村）に存する。一部過疎市町村では、一部過疎地域の環境整備や区域内の格差是正を図るため、種々の過疎対策に迫られている。加えて、核となる都市では、周辺市町村との広域連携に重要な役割を求められるなど財政需要が増大している。こうした実情を踏まえ、「一部過疎」の制度を継続すること。また、一部過疎市町村に対する財政力に係る基準を設定することについては十分慎重であること。

なお、基準の設定が必要と判断される場合においても、市町村の多様性を考慮し、政令市・中核市を含む市と町村を通じて一律に適用する基準の設定は行わないこと。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への事務・権限の移譲を行うこと。その際、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。
- (2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3 令和3年度税制改正について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く環境は急激に悪化し、地方税の減収など地方財源不足の大幅な拡大が危惧される。

については、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。

- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現行制

度を堅持すること。

- (5) 自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。また、環境性能割の適用区分見直し等に当たっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うこと。

4 令和3年度地方財政対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が地域経済に大きな影響を及ぼし、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、地方税収の大幅な減収が危惧される。

については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策に的確に対応するため、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

新型コロナウイルス対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民生活や雇用環境に甚大な影響を及ぼしており、いまだ収束が見通せない中、地域経済が危機的状況に追い込まれ、雇用情勢の更なる悪化が懸念されている。

このような未曾有の国難に対し、国民と関係機関が一体となり、引き続き感染症対策や医療提供体制等の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関するより正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。

- (2) 今後の感染症の再拡大に備え、国民が冷静に行動できるよう、感染予防及び受診・治療体制について周知徹底を図ること。
- (3) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)と「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)の関係について、特措法の在り方を含め整理し、都道府県と指定都市・中核市・保健所設置市に係る権限・役割について明確にすること。
また、特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、これらの市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。
- (4) マスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に、医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。
- (5) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供を行うなど必要な対策を講じること。
- (6) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより増加・深刻化が懸念される児童虐待・DV被害について、相談窓口や支援体制の周知及び充実を図ること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 感染者の急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。
このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応(トリアージ)、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。
- (2) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (3) 検査機関や医療機関におけるPCR・抗原検査機器・抗体検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。
- (4) 治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。
なお、ワクチンについては、接種に要する経費を全額国で負担するとともに、効率的な実施体制を構築し、地方自治体に過大な負担が生じないようにすること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時期に感染拡大するリスクを回避するため、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対し、迅速に需要数を確保・供給できるよう、安定供給対策を講じること。
- (6) 医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。
- (7) 感染患者を受け入れている医療機関はもとより、受け入れている医療機関においても、受診控えや感染予防対策等による収益減少で経営が切迫した状況となっていることから、医療崩壊を

未然に防ぎ、地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。

3 経済対策等について

- (1) 今般の緊急経済対策の効果を見極めつつ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な執行が可能となるようにし、必要に応じて更なる積み増しを行うとともに、令和3年度も継続して交付すること。
- (2) 「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」について、事業者や労働者に対し、必要な情報が的確に届くよう、引き続き、制度の周知や利用促進を図ること。
- (3) 地方自治体が独自に行う融資等の取組に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 今後の経済状況の進展を踏まえ、必要な場合には、雇用の受け皿を確保する措置を含め、更なる経済・雇用対策などを躊躇なく断行すること。
- (5) アルバイト先の休業等により経済的に困窮し、学業継続が困難に陥っている学生に対し十分な支援措置を講じること。
- (6) 地域経済への影響について、個人消費の回復に向けた施策を早急かつ強力で推進するとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。
- (7) G o T o キャンペーン事業について、新型コロナウイルスの感染拡大の要因とならないよう、今後の感染状況を注視しつつ地方の意見を踏まえ、弾力的に対応すること。

4 今後の対策等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症と自然災害の複合災害に備え、避難所における集団感染防止対策や必要な設備・備品の確保、救急医療を含む医療介護体制の整備など、地域の災害対応に万全を期するため、十分な財政支援を講じること。

また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策についても支援を図ること。

- (2) 未知の感染症が将来再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を予算・人員を含め抜本的に強化するため、地方自治体に対する財政措置を拡充すること。

また、今回の感染症蔓延を教訓に、集中治療室（ICU）や医療従事者の増強、医療に必要な医薬品原料・マスクや防護服・医療器材の国内調達体制の確立、遠隔診療の充実など医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

その際、症状別感染者数や医療機関の対応状況、その他感染症に関する国内の最新データを一元化し、国民に正確な情報を提供できる仕組みを整備すること。

頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策及び防災・減災対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

本年も、令和2年7月豪雨等により、住民の尊い生命が多数、失われるとともに、家屋などへの被害も広範囲にわたって発生している。

このため、迅速な復旧・復興対策を講じると同時に、今後の災害発生に備え、ハード・ソフト両面にわたる防災・減災対策の推進が急務である。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と、台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊、河川が氾濫した事態に鑑み、治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。
- (3) 堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため、十分な財源措置を講じること。その際、地方に対する財政支援について、十分に配慮すること。
- (4) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により実施すること。
- (5) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など、各種雪害対策の充実強化を図ること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。また、本年度までとされている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、通常予算に上乗せして別枠として事業を拡大の上、さらに5か年の延長を図ること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など、十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。
- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取り組むこと。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

4 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。また、大規模災害発生時における激甚災害指定を速やかに行うこと。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 被災した住宅の被害認定に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で定められているところであるが、浸水高や堆積土砂の深さなどについて、被害の実態を踏まえた柔軟で弾力的な運用も可能となるよう、検討を図ること。
- (3) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、適用する災害について可能な限り遡及することや上限額の引上げを検討すること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るとともに、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた支援を図ること。
- (6) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (7) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。

5 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの

確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援を図ること。また、感染症防止に向けた強力な対策を講じること。

- (2) 洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時には適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。
- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等については、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。
- (5) 高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難に関する個別計画を市町村が作成する際に支援措置等を講じること。また、計画作成に当たって、地域の要支援者の状況を熟知した福祉専門職員が参加するための財政支援措置等を講じること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

7 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から9年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題、汚染廃棄物処理、風評被害等、困難な課題が山積している。

国においては、令和元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定したが、対処すべき課題が複雑多様化しており、復興の進捗に遅れが生じないように、被災

地の要望を丁寧に酌み取り，迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって，国においては，一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け，特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに，災害復旧事業及び震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について，復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。

また，平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

(2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け，抜本的な雇用対策，被災者生活再建支援制度の拡充，被災者支援総合交付金による長期的支援など，各種支援措置の充実強化を図ること。

また，地方自治体が災害援護資金の支払猶予を適用し，借受人の償還期間を延長した場合には，地方自治体の国に対する償還期間を延長するとともに，災害弔慰金の支給等に関する法律に規定されている償還免除について，地方自治体と協議の上，具体的な基準を明示すること。

(3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧，被災地における水産業及び関連産業の復興，被災農地の復旧，地元企業や商店街の早期復旧等，地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

(4) 公共施設等の復旧・復興に向け，各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに，今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。

(5) 被災自治体における生活保護，介護，医療について，被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより，被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。

(6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保，災害拠点病院整備等，被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

(7) 地盤沈下により，その利用に支障が生じている地域に係る土地について，被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 除去土壌等の適正管理・搬出のほか，仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。

(2) 放射能汚染濃度8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については，国が確保する最終処分場へ早期に搬出すること。

(3) 宅地内等での一時保管を余儀なくされている除去土壌等の輸送を推進するため，安全かつ迅速

な搬出に向けて十分に調整し、輸送の過程で生じた道路や橋梁等の損傷については、国の責任において早期に復旧工事を行うこと。また、中間貯蔵施設への輸送について、国は目標どおり令和3年度までに輸送を完了すること。

- (4) 除去土壌の中間貯蔵施設への輸送において、市民が放射線量を自分の目で確認するためにも、引き続きリアルタイム線量測定システムは必要であることから、地域住民や関係市町村の意見を聞くことなく、一方的な撤去を行わないこと。
- (5) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化し、風評被害の速やかな終息に努めるとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (6) 常磐自動車道の全線4車線化を図るとともに、小高スマートインターチェンジ（仮称）の早期完成を図ること。
- (7) 原子力発電所事故の発生に伴い、個人・法人及び自治体が被った全ての損害について、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう、国が同社へ強く指導すること。
- (8) 有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (9) 健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (10) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。
- (11) 原子力災害に係る財政支援について、市町村合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）に関しては、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が、改正により、延長可能となった期間まで、普通交付税の算定の特例延長措置を講じること。
- (12) これまでに進められた除染対策のうち、除染の枠組みから外れた箇所等において、人への健康影響等が懸念されられると思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消を図るとともに、線量低減化をはじめとした環境回復措置を講じること。

地方行財政調査会資料目録

(令和2年11月～12月)

議会図書室に地方行財政調査会の資料を保管しています。

項目は次のとおりですので、ご利用ください。

号 数	調 査 資 料 項 目	発 行 日
6977	特別職の報酬および特別職報酬等審議会の活動等調べ(2020. 8. 1 現在)	R 2. 11. 9
6978	2020年度市税徴収実績調べ	R 2. 11. 11
6979 6980	都市の2020年度特殊勤務手当支給状況調べ(4月1日現在)	R 2. 11. 13
6981	都市の縁故債(銀行等引受債)借入条件等調べ(2019年度)	R 2. 12. 1
6982	政令指定都市の循環器病対策に関する調べ	R 2. 12. 4
6983	2020年度市税徴収実績調べ(10月末現在)	R 2. 12. 14
6984	都市の自治体職員に必要な能力と学習に関する調べ	R 2. 12. 28

図書室だより

◎新規購入図書（令和2年11月～12月）

議会図書室

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
決定版 5G 2030年への活用戦略	片 桐 広 逸（著）	東 洋 経 済 新 報 社
デンマークのスマートシティ データを活用した人間 中心の都市づくり	中 島 健 祐（著）	学 芸 出 版 社
路面電車からトラムへ フランスの都市交通政策の挑戦	青 木 亮（著）, 湧 口 清 隆（著）	晃 洋 書 房
未来への記録 リスクを回避するため の自治体の文書管理	関 東 弁 護 士 会 連 合 会（編集）	第 一 法 規
災害ケースマネジメ ント◎ガイドブック	津 久 井 進（著）	合 同 出 版
基礎自治体の文化政策 まちにアートが必要なわけ （文化とまちづくり叢書）	藤野一夫（編）,文化・ 芸術を活かしたまち づくり研究会（編）	水 曜 社
市区町村子ども家庭相談の挑戦 子ども虐待対応と地域 ネットワークの構築	川 松 亮（編著）	明 石 書 店
無電柱化の時代へ 見あげたい日本の空 ☆復活へのシナリオ	電線のない街づくり支 援ネットワーク（編著）	か も が わ 出 版
まちづくりプロジェクトの教科書	小 地 沢 将 之（著）	森 北 出 版
ピープルデザイン 超福祉インクルーシブ社会の実現 に向けたアイデアと実践の記録	ピープルデザイ ン 研 究 所（著）	ピープルデザイン研究所
地域科学入門 鹿児 島を変える14の視点	鹿児島大学法文学部（著）	朝 日 印 刷
デジタル・デモクラシーがやってくる！ AIが私たちの社会を変える んだったら、政治もそのまま ってわけにはいかないんじゃない？	谷口将紀、宍戸常寿（著）	中 央 公 論 新 社
事例から学ぶ若者の地 域参画成功の決め手	松 下 啓 一（著）	第 一 法 規
まちの未来を描く！ 自治体のSDGs	高 木 超（著）	学 陽 書 房
地方自治法と住民判例と政策	白藤博行、榊原秀訓、徳 田博人、本多滝夫（編著）	法 律 文 化 社
自治体組織の多元的分析 機構改 革をめぐる公共性と多様性の模索	入 江 容 子（著）	晃 洋 書 房
地方議員は必要か 3万2千人の大アンケート	N H K スペシャル 取 材 班（著）	文 藝 春 秋
生駒市発！「自治体3.0」のまちづ くり 市民と行政がタッグを組む！	小 紫 雅 史（著）	学 陽 書 房

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？ 結婚・出産が回避される本当の原因	山 田 昌 弘 (著)	光 文 社
統計でみる市区町村のすがた 2020	総務省統計局 (編集)	日 本 統 計 協 会
AI時代の教師・授業・生きる力 これからの「教育」を探る	渡 部 信 一 (編)	ミ ネ ル ヴ ァ 書 房
まちのファンをつくる 自治体ウェブ発信テキスト	狩 野 哲 也 (著)	学 芸 出 版 社
「関係人口」創出で地域経済を うるおすシティプロモーション2.0 まちづくり参画への「意欲」 を高めるためには	河 井 孝 仁 (著)	第 一 法 規
人工知能が変える仕事の未来 新版	野 村 直 之 (著)	日 経 B P 日 本 経 済 新 聞 出 版 本 部
実践! 地方創生の地域経営 全国32のケースに学ぶポ トムアップ型地域づくり	大西達也、城戸宏史 (編著)	金 融 財 政 事 情 研 究 会
デジタル×地方が牽引する 2030年日本の針路	江 川 昌 史 (著)	日 経 B P
コミュニティカフェ まちの居場所のつくり方、続け方	齋 藤 保 (著)	学 芸 出 版 社
社会課題を克服する未来の まちづくりスーパーシティ	片 山 さ つ き (著)	事 業 構 想 大 学 院 大 学 出 版 部
条例を作る・活かす - 議会力を高めるために -	吉 田 利 宏 (著)	中 央 文 化 社
問いのデザイン 創造的対話のファシリテーション	安斎勇樹、塩瀬隆之 (著)	学 芸 出 版 社
実践的分散避難と避難所運営 感染症×大規模災害	山 村 武 彦 (著)	ぎ ょ う せ い
ソーシャルデザイン実践ガイド 地域の課題を解決する 7つのステップ	寛 裕 介 (著)	英 治 出 版
ようこそ地方財政 日々の仕事に役立つ地方財政入門	長 谷 川 淳 二 (著)	第 一 法 規
自治体の公共施設マネジメント 担当になったら読む本 現場で使える基本と 実務がまるわかり!	志 村 高 史 (著)	学 陽 書 房
子供・若者白書 令和2年版	内 閣 府 (編集)	日 経 印 刷
保育白書 2020年版	全国保育団体連絡会、 保育研究所 (編)	ち い さ い な か ま 社
逐条地方公務員法 新版 第5次改訂版	橋 本 勇 (著)	学 陽 書 房
法学セミナー 11月号	日 本 評 論 社	日 本 評 論 社
ジュリスト 2020 11/1号 No.1551	有 斐 閣	有 斐 閣
判例地方自治 No.464	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ ょ う せ い

図 書 名	著 ・ 編 者 名	発 行 所
月 刊 ガ バ ナ ン ス 11月号	ぎ よ う せ い	ぎ よ う せ い
自 治 体 情 報 誌 「D-file」 10月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
地 方 議 会 人 11月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
法 学 セ ミ ナ ー 12月号	日 本 評 論 社	日 本 評 論 社
自 治 体 情 報 誌 「D-file」 10月号 下	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
ジ ュ リ ス ト 2019 12/ 1号 No.1552	有 斐 閣	有 斐 閣
月 刊 ガ バ ナ ン ス 12月号	ぎ よ う せ い	ぎ よ う せ い
自 治 体 情 報 誌 「D-file」 11月号 上	イ マ ジ ン 出 版	イ マ ジ ン 出 版
地 方 議 会 人 12月号	全 国 市 議 会 議 長 会 ・ 全 国 町 村 議 会 議 長 会	中 央 文 化 社
判 例 地 方 自 治 No.465	地 方 自 治 判 例 研 究 会	ぎ よ う せ い

MEMO

鹿児島市議会事務局

令和3年1月29日発行

No. 130 号

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可